

生物多様性条約ポスト 2010 年目標日本提案（案）に対する

意見募集の結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 電子政府の総合窓口 (e-Gov)
- ・ 環境省ホームページ掲載
- ・ 記者発表

(2) 意見募集期間

平成 21 年 10 月 30 日 (金) ~ 11 月 27 日 (金)

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス、電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

2. 意見募集の結果

意見提出のあった個人・団体の数は 72 であり、寄せられた意見を項目別に整理したところ、のべ意見数は 428 件であった。内訳は以下のとおり。

	メール	FAX	郵送	合計
個人	24	1	3	28
団体	40	2	2	44
計	64	3	5	72

3. 意見の要旨と対応の考え方について

(別添) のとおり

ポスト2010年目標日本提案(案)に対する意見要旨と対応の考え方

(別 添)

項目	意見要旨	対応の考え方
1. 中長期目標	1 原案においては、行動目標と生物多様性保全の(究極的)目的とが渾然一体となっている。2010年目標の先にある「目標」を端的に表現すべきであるため、以下の通り修正されたい。 「生物多様性の人為的な減少を、自然のプロセスによる増加に転ずる。」	中長期目標では、自然のプロセスによる増加だけでなく、様々な達成手法により実現していくものと考えますので、本文のままとさせていただきたいと考えます。
	2 個別目標Bにもあるが、公平さの中で持続可能性を追求することが上位目標として必要不可欠であるため、「人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に」を「生態系サービスの恩恵を公平かつ持続的に」と修正されたい。	生態系サービスの享受は、地域の生物多様性の状況を踏まえて異なる場合があります。あり得るものと考えますので、本文のままとさせていただきたいと考えます。
	3 中長期目標及び短期目標により、本当に生物多様性の損失を止めることができるか心配。中長期目標の4つの文脈は、並列的であり、優先順位があいまい。このため第1位に「生物多様性の損失を止める」という基本的な目標を掲げるべき。また地球は既に生物多様性サービスの限界に達していると考えられるため「拡大させていく」という目標は無理がある。また生態系サービスの恩恵を拡大させていくことは都合良く解釈され、生物多様性を損なうことを拡大する原因になる。このため、中長期目標(2050年)は「生物多様性の損失を止める」ために「人と自然の共生を世界中で広く実現させ、生物多様性を現状以上に豊かなものとする」とともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に賢明な利用をしていく。」とすべき。	生態系サービスの恩恵の拡大は、生物多様性を豊かにすることに伴って実現し得るものと考えておりますが、それが都合良く解釈されることがないように注意すべきと考えます。
	4 中長期の目標(2050年)について、目標が無謀である。現実的に可能な数値目標を掲げるべき。特に、「その状態を現状以上に豊かなものにする」という表現は、2010年目標の達成が不可能であるという現状を無視しており、途上国を含めた各国の賛同は得られないのではないかと。現実を踏まえて、生物多様性の消失は避けられなくても、地域社会と人間の福利に直結する生態系サービスの死守が目標として最優先であることを明確にする。たとえば「生物多様性の消失を2010年の〇〇%以内に抑え、地域社会と人類が生態系サービスを持続的に享受する上で必要な生物多様性は確実に維持する。」という表現にすべき。	本中長期目標が各国の賛同を得られるかは、今後の議論を待つ必要がありますが、40年後の姿としては意欲的な目標を設定すべきと考えます。中長期目標での生物多様性の状態は総合的なもので、部分的に数値化することは困難と考えます。
	5 中長期目標については、根本的な再考が必要。共生という理想と、「サービスの・・・拡大」という道具主義的な評価基準が混在している。生物多様性の損失を減少させることは可能と考えられるが、生態系サービスは拡大するのか？この点を、専門家の提言により慎重に確認する必要がある。	人と自然の共生は持続的に自然資源を利用してきた日本から発信すべき内容と考えます。この考え方と、中長期的に達成すべき生物多様性の状態を組み合わせた提案です。生態系サービスは、必ずしも量的に測定し得る拡大だけではないと考えており、生物多様性の状態が豊かになることに応じて、拡大し得るものであり、本目標は達成可能と考えています。
	6 中長期目標の現状以上に豊かなものの「現状」とはどの時点のどのレベルなのか曖昧すぎる。それぞれの地域でどの時点に回復するべきなのかを考え、そこに戻る方策を考えることを謳うべき。	御意見の趣旨について、基本的にGBO3(2010年5月発行予定)を現状のレベルと考えています。
	7 中長期目標について「現在の生物多様性の損失速度を、2010年までに顕著に減少させることを約束」したことが実現できたかどうかの反省がないまま記した「中長期の目標」はCOP6決議の精神よりも後退している。	2010年目標の達成状況については、GBO3を作成する過程で締約国間で議論することになりますが、2010年目標の実施状況に関する専門家の議論やGBO3の検討状況を踏まえたものです。
	8 生物としての「人」および「人類」を使っているが、社会的存在である「人間」にそろえるほうがよい。また、生物学術語の「共生」ではなく一般的な用語の「共存」を使うほうがよい。	人と自然の共生は持続的に自然資源を利用してきた日本からの提案として、我が国の生物多様性国家戦略でも示していることも踏まえたものです。

項目	意見要旨	対応の考え方
	9 「人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させていく」の後半部分を「恩恵を持続的かつ平等に配分する」に変更する。「持続的に拡大」では、過剰利用に結びつき「持続性」の意義に反し、恩恵の公平な配分に言及していない。	持続的な利用を確実にすることで過剰利用は発生しないと考えられ、また、平等に配分することについてはそれを行うメカニズムが難しいと考えられますので、本文のままとさせていただきたいと考えます。
	10 中長期の目標(2050年)について、…その状態を現状以上に豊かなものとするとともに、… を…その状態を、1950年レベルに戻すとともに、… とあらためる。現在の地球環境の危機は、1950年ごろからの工業開発から始まっている。地球と人間が共生できていた、1950年のレベルを目標にすることで、世界の人々に衝撃を与える必要がある。	中長期目標のうち御指摘の点については、国の内外からのコメントを踏まえて、現在政府内で検討中であり、年内の提出に向けて、政府内の調整を経た最終的な提案を今後提示します。
	11 中長期の目標(2050年):(原文)「生物多様性の損失を止め、その状態を現状以上に豊かなものとする」→「生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする」へ修正する。日本提案(案)において、2050年までに「生物多様性を現状以上に豊かなものとする」ことは支持する。しかし、日本提案(案)は、生物多様性の損失を止める時期を明記していない。このようなあいまいな目標では、世界の政府・企業・市民に対し、現在の危機的な状況となっている生物多様性の保全のために、今すぐに政策転換し、行動を起こす必要性・緊急性を訴えることができない。	中長期目標のうち御指摘の点については、国の内外からのコメントを踏まえて、現在政府内で検討中であり、年内の提出に向けて、政府内の調整を経た最終的な提案を今後提示します。
1. 中長期目標	12 「中長期の目標(2050年)」の文章を次のように提案。「この地球上に煌く自然の畏敬と恵みを未来の世代に手渡すために、人と生態系の共生を世界中で実現させ、生物多様性の損失を確実に止めて、その状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人々が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に確保し充実させてゆく。」自然が人間の精神に深く影響を与えてきている恵みへの尊重を表現し、また、生態系サービスの存在によって、我々人間が生存できるという事実を明記しておく必要がある。	御意見の趣旨を踏まえて、達成手法F3を以下のとおり修正します。 達成手法F3 ~その保全を図るための活動を生物多様性の保全に貢献してきた文化や精神的側面を尊重しつつ更に促進させる。
	13 中長期目標の「人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させていく」を以下の通り修正する。「人間が生きていくために、自然の命を奪って「食」として命の糧としていることを自覚する。それは世界の「貧困」と「環境」が同根であることへの自覚をも促すこととなる。とりわけ、人類にとって子どもと女性は、将来を決定付ける存在であるにも関わらず、生きる環境は、未だに地域にとって甚大な差がある。女性は男性とともに、主体的にその生を選択できるようにならなければならない。世界中の子どもが最低1日1食に恵まれ、教育を受ける機会があることが果たされなければならない。」	御意見のとおり、生物多様性は、「食」や「貧困」の問題と大いに関連があり、また次世代を象徴する女性、子供はその保全に果たす役割は大きいと考えています。他方、中長期目標は、将来的な理想像を概念的に示すものであり、食や貧困といった具体的な問題について記載することは適当でないと考えております。御指摘の「食」については、個別目標C1、C2で農業、C4で水産業を取り扱うなど全体として生物多様性と食の関係を重視し、B1では貧困と生物多様性の調和について採るべき施策を述べております。また次世代の側面では、すでにA1で女性、子供を含む市民の参画・協働・活動を記載しておりますが、御意見の趣旨も踏まえて、達成手法A4として教育に関する達成手法を追加します。
	14 世界および日本国内で生物多様性が劣化し続けている現状にもかかわらず、日本提案(案)の目標設定は、明らかに消極的であると言わざるを得ない。次の通り修正を提案。「2050年までに、あらゆる人々が、人類の生存と福祉の基盤である生物多様性とそれがもたらす生態系サービスの重要性を理解し、生物多様性の状況を2010年のレベルかそれ以上で維持し、人と自然の持続可能な関係を構築する。」	中長期目標のうち御指摘の点については、国の内外からのコメントを踏まえて、現在政府内で検討中であり、年内の提出に向けて、政府内の調整を経た最終的な提案を今後提示します。

項目	意見要旨	対応の考え方
1. 中長期目標	15 中長期の目標について、「2050年までに、人と自然の共生を世界中で広く実現させることにより、生物多様性とそれからもたらされる生態系サービスを現状以上に豊かにする。」と修文すべき。目標年は明記。「生物多様性の損失を止め」は、「その状態を現状以上に豊かにする」ことから明らか。「生態系サービス」は人類が生態系から受ける恩恵(ミレニアム生態系評価の定義)のことであるから、「人類が享受する」は不要。英語では、“No net-loss”という表現をはずさない。生態系サービスを生み出すのが生物多様性であり、その生物多様性をより豊かにする手段が人と自然の共生である、という論理構造であり、目標文はそれを明確に示す必要がある。出来る限り簡潔にすべき。	中長期目標のうち御指摘の点については、国の内外からのコメントを踏まえて、現在政府内で検討中であり、年内の提出に向けて、政府内の調整を経た最終的な提案を今後提示します。
	16 中長期目標の最初に「生物多様性を育み、守ってきたそれぞれの文化を尊重し」を挿入する。人間と自然の関係は、文化に内包されている。生物多様性について考え、その価値を認め、保全のための努力を惜しまないのも、文化のあり方に左右される。環境問題を文化の問題と捉える視点は生物多様性の保全を考える上で重要で、生物多様性と文化の多様性は表裏一体の問題である。	生物多様性と文化の関係は重要な点であると考えますが、生物多様性の全てを文化の側面から記述することは適当でないため、御意見の趣旨は踏まえて、達成手法F3を以下のとおり修文することで対応することにします。 達成手法F3 ~その保全を図るための活動を生物多様性の保全に貢献してきた文化や精神的側面を尊重しつつ更に促進させる。
2. 短期目標	17 現状・変化の把握、それに応じた対策の基本的枠組み、その枠組みにおいて協働するセクターの意思の強化が基本要素と考えるため、以下の通り修文されたい。 「中長期目標を達成するため、 ① 生物多様性の変化が地球、地域、各国の各レベルで統一性のある科学的手法によってモニタリングされる体制が確立し、稼働している。 ② 各国の生物多様性国家計画・戦略が、統一性のある個別目標を共有し、さらに①の生物多様性モニタリングからのフィードバックを受けて修正発展する性質を持つよう強化される。 ③ 生物多様性の保全が地球環境保全のもっとも根源的な課題であることが、地球規模で、政界、財界、学界、市民等各セクターの共通認識になる。」	中長期・短期目標は分かり易い言葉で端的に表現する必要があると考えるため、①及び③に関していただいた詳細な御意見の趣旨は基本的に本短期目標を更に詳述する際に参考とさせていただきたいと考えます。また、②に関する御意見の趣旨については、ポスト2010年目標を踏まえて各締約国が取り組むべきものと考え、個別目標Aに位置づけています。
	18 「手法の構築」であるから2010で達成できなかった反省をこめて、「顕著」と「具体的かつ実現可能な」を挿入し、「悪影響を減少させる手法を構築する。」を「悪影響を顕著に減少させる具体的かつ実現可能な手法を」に修文されたい。せめて、ここは2020年に達成されたい。	中長期目標は将来的な理想像を概念的に示そうとするものです。御意見の趣旨は、本短期目標を達成する中での対応が必要となると考えられますが、基本的に本項目に含まれるものと考えますので、本文のままさせていただきたいと考えます。
	19 言葉がわかりにくいため、「主流化」を「一般化・普遍化」に修文されたい。(計2件)	国際的な議論で用いられているmainstreamの用語をここでは主流化と訳して表現しており、国際的に提案していく上でも適切な表現と考えていることから、本文のままさせていただきたいと考えます
	20 新たな主体(企業、共同体、国、市民)の参加が取り組むべき重要な課題のため、「多様な主体が新たな活動を実践する。」を「多様な主体の新たな参加を促し、活動を実践する。」に修文されたい。	新たな主体の参加については主流化に含まれる内容と考えられ、また、本提案では、主流化を図った後に多様な主体が新たな活動を実践することを目標として設定したものです。
	21 短期目標の③について、主流化を目標に入れた意義はとても大きい。	御意見の趣旨を踏まえ、本提案の他国からの支持・理解の促進に努めていきます。
	22 短期目標②の「人間活動の生物多様性への悪影響を減少させる手法を構築する」を削除されたい。「手法」は「目標」を達成するための手段であって目標ではなく、そもそも矛盾している。また、「手法を構築する」ことだけで満足してしまう恐れがあるため。(計3件)	目標の重要性は認識されていても、その達成手法が十分理解されず、また実際に存在していなかったということが、現行目標の反省点として指摘されています。本短期目標②は、そのような反省を踏まえたものであり、手法の構築は、それ自体で意味があると考えています。

項目	意見要旨	対応の考え方
	23 短期の目標について、目標が多すぎる。「生物多様性の状態を把握し、保全に向けた活動の拡大を図る。」以外は、個別目標の感がある。不要である。	中長期目標を達成する上では、いずれの項目も必要なものと考えており、本文のままとさせていただきたいと考えます。
	24 短期の目標について、数値目標を掲げた短期目標を立てるべきで、そのための国際的ネットワークの結成をはかるべき。 生物多様性条約と2010年目標の未達成(予測)を踏まえた上で、IPBESの設立と生物多様性の損失速度の数値目標を主要目標として明確に設定すべき。気候変動におけるIPCCに相当する、生物多様性と生態系サービスのモニタリングと評価を行う国際的なネットワークがないと、2020年目標、2050年目標は、進捗の把握や修正すらできない。	御意見にあるIPBESについては現在その設立に向けた検討が進められているところであり、2020年までの目標には馴染まないと考えます。また、数値指標の御指摘については、本提案は下位にある達成手法の中でそれぞれ可能と考えられる内容を位置づけています。
	25 短期目標①の目標を1つ目の文と2つ目の文を別々の目標とする。前者は、モニタリング、後者は、普及(CEPA)であり別問題である。目標として分けたほうが、各目標に対応する達成手法が策定しやすいため。	分析・把握した生物多様性の状態を踏まえて、生態系サービスの恩恵の社会への理解を浸透していくとのプロセスを表現しており、これらは一連のものと考えます。
2. 短期目標	26 短期目標に次の目標を追加する「資源の利用から得られる便益の公正かつ衡平な配分を通じて、CBD締約国全体の持続可能な発展に資するようなレジームを構築する。」ポスト2010年目標は、狭義には保全のための目標ではあるが、ABSの促進自体が、保全を促進する。また、ABSの項目が全体の目標から除外されることは、他の締約国から、日本はABSを軽視しているかのような懸念を抱かせるため。	ポスト2010年目標は条約の戦略計画に位置づけられるものであり、条約全体を包含するものです。従って、御意見の趣旨も本項目に含まれるものと考えますが、具体的なABSの目標は個別目標Gに記述しています。
	27 短期目標①で「生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる」と記しているが、COP6から7年、日本政府は締約国として何をしてきたのか。日本政府が自ら達成していない2010年までに果たすべきであった約束を反省せずに2020年目標に「多様な主体」を紛れ込ませて責任を転嫁してはいけない。	御意見の趣旨について、本提案は現行の2010年目標の実施状況も踏まえて検討してきたものであり、多様な主体については生物多様性に責任を有する関係者として政府も含まれています。
	28 短期目標に「④生物多様性が人間に及ぼす精神的な恩恵を重視し、生物多様性がもたらした文化や伝統を維持発展させる。」を追加する。生物多様性がもたらす精神的・文化的な側面について新たに項目を追加して強調するため。	御意見の趣旨を踏まえて、達成手法F3を以下のとおり修文します。 達成手法F3 ~その保全を図るための活動を生物多様性の保全に貢献してきた文化や精神的側面を尊重しつつ更に促進させる。
	29 短期目標について、生物多様性条約に基づくことを明記し、「生物多様性の主流化」のようなあいまいな表現を避けるため、以下のように並べ替え、「字句を補い」、調査研究、普及教育、保全活動の順にする。 中長期目標を達成するため、「生物多様性条約の決議にもとづき、」 ①生物多様性の状態を科学的知見に基づき地球規模で分析・把握する。 ②生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。 ③将来世代にわたる持続可能な利用の具体策を広く普及させる。 ④生物多様性「条約に基づく考え方」の主流化を図り、多様な主体が新たな活動を実践する。 ⑤人間活動の生物多様性への悪影響を減少させる手法を構築する。 ⑥生物多様性の保全に向けた活動の拡大を図る。	ポスト2010年目標は、条約戦略計画に位置づけられるもので、条約に基づくことを前提としていますので、御意見の趣旨は基本的に本項目に含まれるものと考えます。

項目	意見要旨	対応の考え方
2. 短期目標	<p>30 短期目標を以下の通り修文する。 中長期目標を達成するため ①地球生命の置かれている危機的現状と、それをもたらした原因を分析把握し、その理解と認識の徹底を図る。 ②人類が発展させてきた機械文明と、自由市場経済の仕組みを、根底からあらため、これまで失ってきたものを取り戻す方向に切り替える。 ③地球上の全ての生命は、他のいのちを糧としながら、そのつながりの輪の中で生き、生かされていることを認識し、持続可能な共生をめざす「地球生命倫理」を確立する。</p>	<p>御意見の趣旨について、世界に向けて提案していくうえでは、 ①生物多様性を主語とした方が理解を得やすく、②世界規模での経済的な枠組みの否定は現時点では理解が得られにくいと考えます。また、③の「地球生命倫理」については必ずしもその概念の共通の理解について懸念が生じます。一方で、①現状分析と理解の徹底、②失ったものを取り戻す方向、③生命の環についての御意見の趣旨は、短期目標等においても含まれているものと考えています。国際的に提案する趣旨を踏まえ、本文のままとさせていただきたいと考えます。</p>
	<p>31 短期目標②の最後の一文“人間活動～手法を構築する。”について、生物多様性は、手法があれば具体的に保全されるわけではないこと、そもそも「手法の構築」は手段であり、目標たりえないこと、から削除が望ましい。もし、どうしても記載する場合は、「手法を構築する」を「社会経済システムを構築する」としていただきたい。</p>	<p>目標の重要性は認識されていても、その達成手法が十分理解されず、また実際に存在していなかったということが、現行目標の反省点として指摘されています。本短期目標②は、そのような反省を踏まえたものであり、手法の構築は、それ自体で意味があると考えています。</p>
	<p>32 短期目標①の内容を二つに分け、後半部分「生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。」は別項目②とする。それに従い、以降を③、④と項目番号を改める。 ①には、「分析・把握」と、「社会への浸透」の、二つの異なる内容が併記されているように感じられ、どちらも大切な事柄であり、特に、「社会への浸透」が、次項「活動の拡大」にとって最も大切な要素であると考えますので、「社会への浸透」は、目立つように独立して記載すべき</p>	<p>どちらも大切な事柄であるとの御意見の趣旨もあり、本提案では分析・把握の結果を社会に浸透させるとの一連のプロセスとして考えていることから、本文のままとさせていただきたいと考えます。</p>
	<p>33 短期の目標(2020年):「生物多様性の損失を止める」を入れる。ただちに生物多様性の保全のために政策転換を行わないと、TEEB中間報告書などでも警告されているように、生態系はティッピングポイントを超え、非線形的な変化を起こし、取り返しがつかない変化(例えば、サンゴ礁の崩壊、アマゾンの熱帯林の乾燥地化)が生じる可能性がある。従って、世界の人々が危機意識をもって直ちに行動を取るよう、2020年までに生物多様性の損失をゼロとするような、意欲的な目標を掲げるべきである。</p>	<p>御指摘の点については、国の内外から出てきたコメントを踏まえ政府内で検討中であり、年末の提出に向けた政府内の調整を経て最終提案を提示していきたいと考えています。</p>
	<p>34 短期の目標(2020年)について、中期目標を達成するために、④を加えることを提案 「④ 2010年の生物多様性条約第10回締約国会議開催国の記念事業として、太平洋日本の排他的経済水域(EEZ)を“命と祈り・サクチュアリー”として保護区とし、太平洋のOcean Life Corridor(海の生命の回廊)の一役を担うことに努める。」太平洋Pacificは「平和を好む」という意味でもあり、2010年COP10主催国として、多様な命と人間の平和な発展を祈ってサクチュアリーを指定し、太平洋のOcean Life Corridor(海の生命の回廊)の一役を担う。</p>	<p>国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
	<p>35 短期目標②を次の通り修正する。「生物多様性の保全に向けた活動の拡大は、具体的には、有機農業を日本に広めることを保障する政策と制度の完備である。学校給食を有機農業で賄うことを普及する。これは、将来世代にわたる「食」による持続可能な利用を通じ、子どもの感覚と身体を守ることになる。」</p>	<p>国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
	<p>36 短期目標③を次の通り修正する。 「生物多様性の主流化を図り、多様な主体が活動を実践できるよう農業法を改正し、有機農業を志すもの誰にでも門戸を開放する。」</p>	<p>国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

項目	意見要旨	対応の考え方
2. 短期目標	37 世界および日本国内で生物多様性が劣化し続けている現状にもかかわらず、日本提案(案)の目標設定は、明らかに消極的であると言わざるを得ない。次の通り修文を提案。「2020年までに、生物多様性のこれ以上の劣化をくいとめる。そのために、生物多様性の損失につながる要因をゼロまたは最小化するとともに、生物多様性の保全・回復に向けたあらゆる取り組みを最大化する。」	御指摘の点については、国の内外から出てきたコメントを踏まえ政府内で検討中であり、年末の提出に向けた政府内の調整を経て最終提案を提示していきたいと考えています。
	38 短期の目標全文を、「2020年までに生物多様性の損失を止める」と改め、目標とする状態を明記する。現案は、手段を示しているが目標になっていない。中長期目標を前提として、2020年時点でのどのような状態にあるべきかを設定するのが目標であれば、「損失を止める」ことを2020年までの短期の目標とすべきと考える。また短期の目標と個別目標の関連が不明瞭。進捗評価の段階で支障をきたすと考えられる。2010年目標の反省を踏まえ、評価のしやすさには最大限の注意を払うべき。個別目標は、中長期の目標の傘の下にある個別課題に関する目標ととらえることもできるが、短期の目標が中長期の目標に至るまでの途中段階の状態について設定されるべきものとする、個別目標と短期の目標の関連が明確でないのは問題。	御意見の前段については、国の内外から出てきたコメントを踏まえ政府内で検討中であり、年末の提出に向けた政府内の調整を経て最終提案を提示していきたいと考えています。 御意見の後段については、個別目標は、短期の目標を達成するためのより詳細な内容を明示したものであり、それらを達成することが中長期の目標の達成に資するものと考えています。
	39 短期目標の内容は目標達成の手法であり、個別目標との関連性も不明であり、神戸国際対話で市民セクターが提案した「目標のオーナーシップ」を市民一人ひとりが持てるよう、以下の通り書き換えるべきである。 「1. 2020年までに、生活者一人一人、企業、学術機関、地方自治体、そして政府の各レベルが、生物多様性に対し自らの行動や活動が与えている影響を認識し、地球全体での負荷が地球の生物多様性容量を超えないようにする。締約国は、自国内で多様な主体による取組が展開されるよう、生物多様性国家戦略行動計画で時刻の状況に基づいたセクター毎の具体的な活動目標を定める。 2. 生活者一人一人、企業、学術機関、地方自治体、そして政府の各レベルが、生物多様性と生態系サービスに対し自らがいかに依存しているかを認識し、持続的に依存できるように全てのセクターが協力して、生物多様性の状態を2010年の水準で維持する。」	御意見の趣旨にある目標のオーナーシップは本目標を達成する上で重要な事項と考えます、一方で、中長期目標及び短期目標は分かり易く端的に表現する必要がありますと考えます。御指摘の事項は達成手法にも位置づけられていることから、本文のままとさせていただきますと考えます。
	40 「各国各地域の伝統的な「生物多様性」という概念に匹敵する考え方を把握し、再認識し、科学的な知見とともに活用する。」を入れる。途上国では、科学的な手法だけでは、無理があるし、日本では生きものへの情愛があってこそその生物多様性の受容になると思います。	御意見の趣旨を踏まえて、達成手法F3を以下のとおり修文します。 <u>達成手法F3 ～その保全を図るための活動を生物多様性の保全に貢献してきた文化や精神的側面を尊重しつつ更に促進させる。</u>
3. 個別目標の考え方	41 個別目標Bが生物多様性への影響が間接的で広範な主体に関連する目標の中に含まれているが、開発事業は生物多様性に直接影響を与えられられるため、何故間接的影響があるものの中に分類されるのか疑問である。	個別目標Bは、開発や貧困対策と生物多様性保全をどのように調和させるかの目標であるが、開発も貧困も個別目標Cと異なり広範な分野にまたがるものであり、直接的な影響が出る場合が想定できるとしても、分類の便宜上、「生物多様性への影響が間接的で広範な主体に関連する目標」に分類しています。
	42 個別目標の冒頭または最後に、「3. 個別目標の設定および4. 個別目標ごとの達成手法、Ex、数値指標については、締約国共通のものとして設定するのではなく、その実施、適用は各国、各組織の状況に応じて対応することを基本とする。」と明記する。(これにより、P7、43～44行目の(注)2は削除する)	御指摘の趣旨を踏まえて、注2の趣旨を3. の冒頭に移動して、達成手法、Ex、数値指標の趣旨が明確になるよう説明の記述を詳細化します。なお3. 個別目標は各国共通のものとして提案しているものです。

項目	意見要旨	対応の考え方
	43 個別目標が達成評価のための数値化に重点を置いて設定されているように感じられ、主要な目標とは言えない。例として、たとえば個別目標Eでは生態系が保全される面積を拡大するとあるが、ベースラインも目標値もないので、前回の具体性がないと言われた2010年目標と何ら変わりがない。	本提案は、行動志向的で具体的な目標となるよう主要な達成手法を念頭に置きながら、個別目標を設定しています。
	44 「中長期の目標」「短期の目標」はグローバル目標。これに対して「個別目標」は、国や地域が個別の状況に応じて自主的に定める目標であり、共通目標ではないことを明示すべきである。「個別目標」は、「中長期の目標」や「短期の目標」とは、位置づけが違うことが、わかりにくく途上国等に、全て設定しなければならない目標との誤解を与える懸念がある。	達成手法、Ex、数値指標は、各国の実態に応じて対応するものと考えていますが、個別目標は各国共通のものとして提案するものです。
	45 個別目標について全体に、2010年目標の表現に比べて、生物多様性条約の重要な理念や論理性が不明確。分類も、2010年目標に比べて分かりにくくなっている。とくに(1)、(2)の分類が分かりにくい。また、個別目標Hが第一に掲げるべき目標ではないか。	3 個別目標については、(1)間接的な要因(ただし社会のあり方にも関係し、広範な主体に関連するもの)、(2)直接的な要因、(3)生物多様性の状態(生態系や種の状態)、(4)人間への影響(生態系サービス)という流れで分類し、それぞれの分類ごとに行動志向的な個別目標を掲げています。(5)は(1)～(4)のいずれかで整理できないが、それらをサポートする個別目標が分類されています。これは、国際的な議論も踏まえ、条約事務局との意見交換も経て、この並べ方が最も他国の理解を得やすいとの判断によるものです。
3. 個別目標の考え方	46 目標全体の論理構造がわかりにくい。中長期目標と短期目標の論理的な関係がわかりにくいので、ポンチ絵などを使い説明すべきではないか。表面的な全体目標と個別目標の関係を示す形式的な図は別紙参考2に示されているが、これでは中身はさっぱり分からない。人為起源の気候変化が生物多様性に及ぼす影響評価法の開発に関する文言を強調してもよいのではないか。	中長期目標では、将来の理想像を提示し、短期目標では、中長期目標を達成するための途中段階の姿を提示しています。これらの目標がわかりにくいとの御意見は今後この日本提案を説明していく際の参考にさせていただきます。また御指摘のとおり気候変化が生物多様性に与える影響を評価していくことは重要だと考えております。ただし生物多様性の影響は、気候変動や侵略的外来種等の複数の要因が複雑に絡み合うことにより起こるものと考えており、生物多様性の状況や生態系サービスの評価に関する研究を広く進めていくことが重要だと考えています。
	47 3個別目標の(2)個別目標として以下を追加する。 「生物多様性保全と気候変動に対する取組みを連携して進めるために、生物多様性条約と気候変動枠組み条約を調和させ、両者の連携を強化する。」 生物多様性保全と気候変動に対する取組みを効率的に運動して進めるために、生物多様性条約と気候変動枠組み条約の連携を強化することを明記する。	御意見の趣旨を踏まえ、達成手法D2 のEXIに以下を追加します ④気候変動枠組み条約等の生物多様性に関連する国際的枠組みと生物多様性条約の連携
	48 (3)生物多様性の状態それ自体を改善するための目標に、ランドスケープのレベルにおける生物多様性の保全の重要性を明確にし、より広域的な圏域における総合的な対策を目指すために新たに個別目標を加え、以下のとおり新たに個別目標、個別目標に対応する達成手法、Ex、数値目標を設ける。 個別目標：ランドスケープのレベルでの総合的な生物多様性保全の推進。 達成手法：ランドスケープレベルの空間単位として流域に着目し、総合的に生物多様性の保全に取り組むための流域共生圏戦略を構築する。 Ex.: 市町村の広域連携における戦略の策定。 数値指標：戦略の策定数。	御意見の趣旨を踏まえて、達成手法E2のEXIに②として以下を追加し、原文の②以降を順次後ろにずらすものとします。 ②流域内の関係主体の連携

項目	意見要旨	対応の考え方
3. 個別目標の考え方	49 個別目標に関して、①生物多様性よりも人、あるいは経済活動に主眼が置かれている、②様々なステークホルダーからの意見の羅列のようになっており、全体的にメリハリがない、という2点を改善すべきである。	本提案の個別目標は、現行の目標が具体的な行動につながりにくかったという反省を踏まえ、多様な主体の参加を促す行動志向的な目標としています。また個別目標の構造については、(1)間接的な要因、(2)直接的な要因、(3)生物多様性の状態、(4)人間への影響という流れで分類し、(5)は(1)～(4)で整理できないが、それらをサポートする目標となっており、メリハリはついていると考えています。
	50 中長期の目標、及び2. 短期の目標は、グローバル目標であること、一方、3. 個別目標は、国や地域、個別の状況に応じて定める自主的な目標である旨明示し、位置付けを明確にすべきである。	個別目標は、グローバル目標として提案するものです。
	51 素案の構成については、CBDの構成上、種・生態系・遺伝子資源という3分野ごとに3. 個別目標を整理していったほうが分かりやすいと思われる。	3個別目標については、(1)間接的な要因(ただし社会のあり方にも関係し、広範な主体に関連するもの)、(2)直接的な要因、(3)生物多様性の状態、(4)人間への影響(生態系サービス)という流れで分類し、それぞれの分類ごとに行動志向的な個別目標を掲げています。(5)は(1)～(4)で整理できないが、それらをサポートする個別目標が分類されています。これは、国際的な議論も踏まえ、条約事務局との意見交換も経て、この並べ方が最も他国の理解を得やすいとの判断によるものです。
	52 個別目標の(5)について、3. 個別目標の(1)から(4)を受けて「上記の目標を効果的に実現するための目標」となっている。そのため、本項では具体的な共通手段政策を提示すべきと思われる。しかしながら、本項で(1)から(4)の目標に対応していない欠落した目標(政策)もみられ、それら部分への記述が必要と思われる。特にここでは遺伝子資源政策としてABSに関する目標(政策)のみが特化して設定されているが、種、生態系にも対応した目標を設置することがより理解がしやすいと思われる。	ABSについては、この問題に対する各国、特に途上国の関心の高さを踏まえて設定しているものです。
	53 個別目標Gを単独で(5)として独立させ、新たに(6)を設けてその下に個別目標HとIを位置付けるべき。ABSは条約の目的の一つであり、他の二つの退く表の下位に位置付けるべきではないと考えるが、原案ではGはA～Fを効果的に実現するための目標とされており、CBDにおけるABSの位置づけと齟齬を来すため。またABSにおいては利益を受ける国・場所と利益を提供する国・場所が異なっているが、個別目標Fにある生態系サービスの恩恵はサービスが発生するその場所で享受されるものであり、これを異なる国・場所に配分することは論理的に不可能である。	3個別目標については、(1)間接的な要因、(2)直接的な要因、(3)生物多様性の状態、(4)人間への影響という流れで分類しています。(5)は(1)～(4)で整理できないが、それらをサポートする個別目標が分類されています。G～Hは(5)で取り扱われるのが適当と考えております。

項目	意見要旨	対応の考え方
3. 個別目標の考え方	<p>54 3ー(2)生物多様性への影響が直接的で対象が限定される目標について、プレッシャーに関する目標は、生物多様性の主流化の観点からも、個別具体的な設定が有意義であり、経済セクター別及び生物多様性への主たる脅威要因別に、手法としてではなく目標として掲げるべきである。プレッシャーに関する目標は以下の通り追加・分化されたい。</p> <p>「個別目標「第二次産業」非生物資源を利用する製造業において、その入手及び利用過程での生物多様性への影響を最小にする。個別目標「第三次産業」観光業や金融等サービスを提供する産業において、生物多様性への影響を業務の遂行前に検証し、影響を最小にする。個別目標「D細分化1」意図的な侵略的外来種の新規発生をゼロにする。個別目標「D細分化2」気候変動による影響を最小限に食い止め、生物多様性保全と両立する適応緩和策を実施する。個別目標「D細分化3」有害化学物質、その他の汚染物質による生物多様性への著しい悪影響を最小化する。個別目標「D細分化4」絶滅危惧種に対する脅威を軽減し、絶滅種を発生させない。個別目標「D追加」生息地の減少をゼロにする。」</p>	<p>本提案においては、それぞれの対象が何をしたらいいのかわかるような行動志向的であることが重要だと考えています。御指摘の2次産業、3次産業、その他外来種、気候変動などについて、個別目標A～Dやその達成手法、Exで記述されています。</p>
4. 個別目標A	<p>55 個別目標A,Bについて、個別目標全体に、生物多様性保全の目標がわかりにくい。</p> <p>「社会的公正(Equity)」の理念や「補完性(subsidiarity)」の原則を踏まえた表現でないために、掲げる正義が何なのが見えにくい。</p>	<p>個別目標は中長期目標及び短期目標を達成していく上で必要な内容として整理しています。また、ご意見の趣旨については、達成手法A1において様々な主体の参加促進を記述している他、各項目においてそれぞれの主体の役割に応じた取り組みを記述することで、全体として補完するような整理となっていると考えています。</p>
	<p>56 個別目標A:「多様な主体の参加を促進する」を「多様な主体の参加を確実にし、保全と利用に関する意思決定プロセスの透明性を確保する」にする。生物多様性は人類共通の財産であり、国やそれを利用する企業のみならず、広く一般市民とその代表であるNGOや研究機関が重要なステークホルダーとなる。特に、生物多様性の保全とその利用に関する政策や指針の決定においては、これら重要ステークホルダーの意見が公平な形で反映されるようにしなければならない。</p>	<p>御意見の趣旨は本項目に含まれるものと考えますが、詳しくは達成手法のそれぞれにおいて記述しているところであり、本文のままとさせていただきたいと考えます。</p>
	<p>57 個別目標Aについて、CBD以外の条約・仕組・組織との連携により、相乗効果(synergy)を高める取組が必要である。また、その具現化のための達成手法を追加する。</p> <p>個別目標Aについて、「生物多様性の保全と持続可能な利用に対する多様な主体の{連携と}参加を促進する」とし、{ }内を挿入。</p> <p>「国際機関、国際条約間の連携を促進する」を達成手法として追加。</p> <p>「先住民族と地域住民(indigenous peoples and local communities)の権利や知識を尊重し、free, prior and informed consentを保障する」を達成手法として追加。このことは、先住民族と地域住民(この中には固有の民族だけでなく、農漁村部の住民など自然環境と密接な関係を持って生活している人口を含む)の意味ある参画、ひいては生物多様性の保全と持続可能な利用の目標達成を確保する上で重要。</p>	<p>御指摘のとおり生物多様性に関する取組を進める上で、連携により相乗効果を高めていくことは重要だと考えており、個別目標AやIの達成手法で、国際機関や支援機関等との「協働」や「調整」の重要性について記述されています。</p>
<p>58 個別目標Aについて、生物多様性保全のためのモニタリングに、市民参加によるモニタリングを入れるべきである。また、評価すべき事例にも盛り込むべき。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえて、H1 EX ⑥として以下を追加します。</p> <p>⑤市民による継続的なモニタリングの活用</p>	

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 個別目標A	59 個別目標Aについて、生物多様性の主流化には一人一人が自分の問題とする主体性が必要である。個別目標の「多様な主体の参加を促進する」という表現は、この主体性とは相反する。また参加は手法であり、目標ではないので次のように書き換えるべき。「生物多様性の保全と持続可能な利用に対する認識が社会のあらゆる層に浸透し、何らかのアクションを各自行っている。」	御意見の趣旨について、個人の主体性を踏まえて多様な主体の参加が促進されるものでもあることから、これらは必ずしも相反するものではないと考えます。また、参加は手法とも考えられますが、これを促進することは目標と考えることから、本文のままとさせていただきたいと考えます。
4. 達成手法A1	60 数値目標に「行動計画に基づきこの計画に参加した人数。」を追加されたい。	個人的な行動に関する御意見の趣旨は数値指標A3に含まれるものと考えます。
	61 達成手法A1のExについて、「⑤NGO等の協働活動の推進」は意味不明かつNGOに特化する必要はないため「⑤多様な主体間の協働活動の推進」に修正する。また⑦として「生物多様性に貢献する技術の開発、普及」を追加する。⑦(追加分)は、日本として貢献できる分野である。(計2件)	御意見の趣旨を踏まえて、A1のEXについて以下のとおり修正・追加します。 ⑤多様な主体間の協働活動の推進 ⑦生物多様性に貢献する技術の開発、普及
	62 数値指標A1に、「企業とNGO等との協働プロジェクトの数、途上国の生物多様性プロジェクトに対する支援件数、支援額」を追加されたい。数値指標A1追加分は、日本として貢献できる分野である。(計2件)	御意見の趣旨を踏まえて、数値指標A1に含まれていない内容について以下のとおり追加します。 企業・NGO等の各主体が自主的に又は協力して策定・実施する行動計画等の策定数・改定数
	63 数値指標A1に「途上国の生物多様性に関わる取り組みへの支援数」、「金額」を追加するとよいと考える。計量可能かつ、わかりやすい指標と考えるため。	国際協力等に関する御意見の趣旨はI2に含まれるものと考えます。
	64 数値指標A1に「経団連自然保護協議会あるいは個別企業とNGOとの協働プロジェクト数」、「日本の途上国の生物多様性プロジェクトへの支援数や支援金額」を追加されたい。日本においては、経団連自然保護協議会あるいは個別企業とNGO等との協働実績の定量的把握が可能。日本のこれまでの実績を訴求できる。(計2件)	御意見の趣旨を踏まえて、数値指標A1に含まれていない内容について以下のとおり追加します。 企業・NGO等の各主体が自主的に又は協力して策定・実施する行動計画等の策定数・改定数
	65 数値指標A1について、「国際条約・覚書の数」、「関係する行政官の数」を追加する。環境関連の国際条約、覚書、決議、勧告等の実現率は、多様な主体の参加を表す指標になる。	御意見の趣旨について、締約国間で制度等が異なることを踏まえ、原文とさせていただきたいと考えますが、国内施策に関する御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
	66 達成手法A1のEx①各主体の生物多様性戦略自主行動計画の作成の推進について、国連の環境機関、ラムサール条約事務局などと協力し、各国に機関に対し、我が国の生物多様性基本法案のような生物多様性の戦略を盛り込んだ基本計画の策定や自主行動計画の策定を求める。	生物多様性条約では各国に生物多様性に関する国家戦略又は計画の策定を求めています。国際機関等との連携は各締約国の判断によるものと考えことから、本文のままとさせていただきたいと考えます。
	67 達成手法A1のEx②、③、④について、我が国では、生物多様性基本条約が昨年全国会議員の賛成で成立したにもかかわらず、国民の関心が低いのは、保全のための具体的目標が全く示されていないからである。それぞれの地方自治体の協力を得て計画を策定する。	国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
68 達成手法A1のEx⑤、⑥について、この計画実施で特に重要なのは、環境問題に取り組む各地方のNGOとの協力体制である。それぞれの地方自治体がイニシアチブを発揮し、ガイドラインを作成し、多様なNGOをまとめていくことが肝要である。	国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。	

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法A1	69 達成手法A1のEx.⑤について 多様な主体による共同活動の推進 とした方が表現上分かりやすいのではないか。具体性をより高めたい場合には、「NGO等の」を冒頭につけてもよい。	御意見の趣旨を踏まえて、達成手法A1 Ex ⑤を以下のとおり修正します。 ⑤多様な主体間の協働活動の推進
	70 達成手法A1のEx.に“⑦生物多様性に資する技術の開発と普及”を挿入すべきである。産業界が最も貢献できる“技術”というキーワードを、目立つ位置に追加するのが望ましい。	御意見の趣旨を踏まえて、A1 Ex に以下を追加することとします。 ⑦生物多様性に貢献する技術の開発、普及
	71 達成手法A1について、国民の生物多様性や科学全般に対する理解・関心が如何にして低い状態に置かれているのか、その原因と対策について考えを述べます。日本の現在の社会構造に深く刻印されたままになっている第二次世界大戦の戦時体制・戦後復興体制の影響を払拭することで学問研究を維持する構造を変革し、研究者が自由に意見を述べる事が出来、成果を社会に還元できるしくみを作ることが急務であると考えます。	国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
	72 数値目標A1を次の通り修正「生物多様性国家戦略および地方戦略、地方公共団体、企業、NGO等の、」	各主体の事例は達成手法で記述していることから、御意見の趣旨は本項目に含まれるものと考えます。
	73 達成手法A1について、先住民族および地域住民に関する内容を具体的に達成手法以下に組み込む。達成手法A1を「国際機関、国、地方公共団体、企業、学識経験者、NGO、{先住民族および地域住民、一般}市民等の参画・協働・活動を推進する」とし、[]を挿入。Exに、「政策、計画等の策定過程への先住民族および地域住民の参画のためのガイドライン作成とその履行のモニタリング」を追加。数値目標に、「官民による生物多様性戦略や行動計画策定過程への先住民族および地域住民の参加数、先住民族および地域住民から提案された意見の数とその最終的な反映割合」を追加。	御意見の趣旨を踏まえて、達成手法A1に含まれていない内容について以下のとおり修正します。なお、数値指標の御意見については各締約国の状況によってその計測が困難であることも考えられるため、本提案では見送りたいと考えます。 達成手法A1 ～市民、先住民等
4. 達成手法A2	74 達成手法A1で列記する多様な主体に「一次産業従事者」を加える。一次産業従事者、特に水産業に従事するものは、生物多様性の豊かさに大きく負って生業を営んでいる。トップダウン式の規制下で営まれている欧米の水産業に対し、日本では漁業従事者自身が自主的に科学的知見を活かして持続可能な漁業を実現してきた実績がある。	一次産業者も重要な主体と考えますが、御意見の趣旨は本項目に含まれると考えます。
	75 安易な移入種を用いた緑化を排するため「自治体レベルでの緑化の義務」を「自治体レベルでの地域生態系配慮の緑化の義務」に修文されたい。	御意見の趣旨は本項目に含まれるものと考えます。
	76 数値目標に「施策のための条例数、緑地面積、廃棄物量など」を追加されたい。	御意見の趣旨を踏まえ、数値指標A2として、以下の内容を追加します。なお、緑地面積については、御意見の趣旨は数値目標E6において対応しております。 数値指標A2 生物多様性の基本的な方針及び施策に関する条例数
	77 緑地を整備・増加するに当たっては、現在多数存在する針葉樹の単層林を増やすのではなく、生物多様性に寄与する緑地を増やす必要があるため、地方自治体レベルでの緑化(緑地)は、生物多様性に寄与する質の高い緑地(複層混交林)で、適度な手入れ(間伐等)を行い里山形態を維持が継続的に行われる緑地とする旨を記載する。	国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法A2	78 達成手法A2のEx「④森林環境税などの生態系サービスに対する支払い」を削除されたい。「森林環境税」という言葉は、グローバルな知名度、評価が定まっておらず、我が国においても課題がある現状においては、例示としてであっても、安易に記載すべきではない。(計2件)	日本国内で多くの都道府県が導入し、実施している制度であることを踏まえたExの例示であります。もう少し幅広くとらえるべきとの指標も踏まえて、以下のとおり追加します。 ④森林環境税、各種募金や協力金などの・・・
	79 達成手法A2について固有名詞である「森林環境税」を、「森林保全を目的とした地域住民等の負担」等、もう少し抽象的な表現に修正する。「森林環境税」は、グローバルな知名度や評価が不確定と考えられる。例示としても安易に記載するのは問題と思う。「森林保全を目的とした地域住民等の負担」等、もう少し幅広くとらえられる表現が適切と考える。(計2件)	日本国内で多くの都道府県が導入し、実施している制度であることを踏まえたExの例示であります。もう少し幅広くとらえるべきとの指標も踏まえて、以下のとおり追加します。 ④森林環境税、各種募金や協力金などの・・・
	80 「達成手法A2」について「生態系への悪影響」を、「生態系への負の影響」あるいは「生態系への影響」に修正する。英語版の“negative effect”を、日本語で“悪影響”と表現するのが適切か疑問である。また、都市における人間活動が生態系に対して全て悪い影響を与えていると解釈される懸念もある。	御意見の趣旨について、翻訳の際に配慮したいと考えます。
	81 数値指標A2として、「下水処理の割合、都市河川や湿地の面積比率」を追加する。達成手法A2の数値指標がないので、追加するべきである。	下水処理の割合については、御意見の趣旨はE4に含まれるものと考えます。河川的面積は基本的に環境上の施策として増減させる余地が少ないので数値指標にはなじまないと考え、また湿地の面積と自治体の生物多様性施策との関係は整理しにくいと考えます。
	82 達成手法A2のEx.について「④森林環境税などの生態系サービスに対する支払い」を推進するにあたっては、目的・使途・負担額を国民に説明した上で、十分な理解を得ることが必要不可欠である。森林環境税は、地域の森林保全等の観点から一部の地方自治体において導入されているものであり、また、使途の課題も指摘されている中、これを国として推進するのであれば、負担者である国民に対し、目的、使途を十分説明し、理解を得ることが必要である。(計5件)	A2のExは、主に地方公共団体の施策を掲載しており、森林環境税についても、多くの都道府県で実施されている実態を踏まえたものです。今回の提案が、国としての森林環境税導入の是非を予断することにはならないと考えていますが、いずれにせよ、御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
	83 達成手法A2のEx.について、一律的な「緑化の義務付け制度」とすると、企業等の事業活動へ影響を及ぼすとともに、地域における経済活動の停滞をも招くため、各地域の特性、経済性を踏まえた「緑化の推進制度」を構築すべき。(計4件)	国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
	84 達成手法A2のEx. ④及び達成手法F2Ex①について生物多様性を守る事について異論は無いが、その方法として安易に市民に負担を強いるような「森林環境税」をEx.で提示しないで欲しい。現在の経済環境のもとで、国民は大変な苦勞をしているなかで、これ以上税金が増えることに結びつく事は、許されない。今度の名古屋で開催されるCOP10の主催国の日本が世界に森林を守る約束を安易にして、そのつけを「森林環境税」として国民に新たな・更なる負担をまわそうとしていると疑いたくなる。	国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
	85 達成手法A2 Ex.への追加項目「生物多様性保全に配慮した都市開発や土地利用」および「自治体レベルでの生物多様性保全地区の制定と管理」	「生物多様性保全に配慮した都市開発や土地利用」は達成手法A1のEx.④(生態系に配慮した都市計画の推進)に、「自治体レベルでの生物多様性保全地区の制定と管理」は達成手法E1に含まれるものと考えます。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法A2	86 達成手法A2のEx.に「緑の募金」等による緑化運動を追記する。「緑の募金」は60年の歴史を重ねるとともに、1995年に法制化して以降15年の歴史を積み上げる中で、飛躍的に寄付額が増額するとともに、企業やNPO等を中心とした多様な主体の自主的な活動を多角的に促進する実績を積み上げてきている。こうした中、「生物多様性条約」が策定された「国連環境開発会議(UNCED)」(1992年6月13日)では、我が国は当時の宮澤内閣総理大臣は、「我が国は、国民運動を通じ、国土緑化に取り組んできましたので、この経験を世界の緑化推進に役立てたいと考えます。」と演説しており、「緑化運動」に関する記述は、正に本提案に記述すべき内容と考えられる。	いただいた御意見の趣旨を踏まえて、達成手法F2のEx①を次のように修文いたします。 ①森林環境税、各種募金や協力金などの生態系サービスに対する支払いの仕組みの普及
	87 達成手法A2を「人間活動による生態系への悪影響を緩和し、地域内での、また地域を越えた生態系サービスの提供のための施策を推進する」と改める。下水、廃棄物等の生態系への悪影響は都市だけの問題ではない。地方にも農業廃水の問題などがある。人間活動による生態系への悪影響の緩和は、地方公共団体の施策の枠を超える部分もあり、地方公共団体の施策にとどめないほうが良い。	御意見の趣旨について、地方における生物多様性への影響に係る問題の御指摘は当然と考えますが、本項では負荷としてよりその影響が大きい都市部とこれを抱える地方公共団体に視点を置いたものですので、本文はこのままとさせていただきます。
	88 達成手法A2のEx.として、「『ふるさと納税』を参考に、都市の住民が享受する生態系サービスに対価を払う仕組み」「寺社、公園、学校、屋上などを核とする都市緑化の推進」を追加する。都市住民が当該都市以外の農村地域の生物多様性保全にあたる影響と関与の実態も指摘すべき。また既存の潜在的「緑地」を有効活用すべき。	「都市緑化の推進」については新しい項目E6に含まれているものと考えます。「緑地」の有効活用に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
4. 達成手法A3	89 数値目標「生物多様性に…」は目標として曖昧であるため削除されたい。代わりに「地域消費者センターの行動リスト数、環境配慮の製品の消費金額割合、環境配慮消費者教育受講者など」を追加されたい。	数値目標として記述している内容の具体的な指標となるものは各国の実情に合わせて設定するものと考えており、原文のままとさせていただきます。また、御意見の趣旨は国内的な施策と考えられますので、国際的に提案するものとしては控えさせていただきます。
	90 企業が取り組んでいる緑地整備は対象としないのか?緑化(緑地)の増加は、自治体への義務付けに加え、企業やNPO、個人の協力も必要である。	御意見の趣旨について、企業が取り組まれる生物多様性に資する活動は緑地整備に限らず重要であると考えます。こうした取り組みについては、達成手法A1に含まれていると考えることから、原文のままとさせていただきます。
	91 数値指標A3にある「生物多様性に配慮した行動を行う人」という意味がわからない。共通認識をもてるよう言葉の定義からお願いしたい。	数値目標として記述している内容の具体的な指標となるものは各国の実情に合わせて設定するものと考えており、原文のままとさせていただきます。
	92 達成手法A3のExに、「CBDの決議やガイドラインの翻訳とホームページでの公表」を追加する。締約国が行うべきCEPA活動として、CBDの出している決議やガイドライン、各種のツールの翻訳が重要であるため。	御意見の趣旨について、締約国間で制度や言語等が異なることを踏まえ、原文のままとさせていただきます。国内施策に関する御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
	93 数値指標A3に、「NGOとの協働によるCEPA事業の数」を追加する。協働により多様な主体がCBDを理解することにつながるため。	御指摘のとおり、CEPA事業(Communication, Education and Public Awareness)は、生物多様性の理解を促進するために重要だと考えています。しかし、CEPAは幅が広く、多くの活動を包含する概念であり、その捉え方、数え方が難しく、数値指標として用いるのは難しいと考えています。
94 達成手法A3のEx③、⑤について、各地域にある「道の駅」や各行政窓口などを活用し生物多様性に重要性とその地域の生物の保全、侵略的外来種の駆除の必要性を呼びかけるチラシ、パンフを作成し、普及啓発、情報提供を図る。	国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。	

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法A3	95 達成手法A3のEx④環境教育について、生物多様性の普及啓発の上で、学校教育、特に初等中等教育の中で湿地の重要性やラムサール条約の果たす役割などに関して積極的に取り上げていくことは、若い世代の理解を促し、その保全を図る上で極めて重要。	御意見の趣旨を踏まえて、達成手法A4 と Ex に以下のとおり追加します。 <u>達成手法A4 環境教育やそれを発展させた持続可能な開発のための教育の推進。</u> Ex. ①学校教育における生物多様性に関わる教育の実施 ②地域における持続可能な開発のための教育の取り組み
	96 数値指標A3に環境教育施設の数や活動への参加数を入れるべき	環境教育に関する指標については現在検討されているところであり、今回の提案では見送りたいと考えます。
4. 達成手法A その他	97 達成手法Aについて、記載が生物多様性の保全に偏り、持続可能な利用についての記載が不十分なので、達成手法A4;「資源の地域循環型利用についての普及啓発の推進」を追加し、その「数値目標」として、「地域循環型資源利用の事例件数」を追加する。(計2件)	御意見の趣旨を踏まえ、達成手法A3を以下のとおり修正します。 ～生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた住民・消費者の行動～ なお、個別目標Aの各達成手法には保全と持続可能な利用の両方の観点が含まれているものと考えますが、生物多様性の持続可能な利用については個別目標CやFにおいてより詳細に記述しています。
	98 生物多様性保全を実現するための教育として、Sustainability教育(Education for Sustainable Development: ESD)を前面に出し、新たに達成手法A4、数値指標A4を設ける。 達成手法A4: 生物多様性を維持しつつ経済的な発展を目指すために、広く一般に持続可能な開発のための教育を普及するとともに、持続可能な利用を推進するための人材を育成する。 数値指標A4: 持続可能な開発のための教育を行った機関・団体・参加者数、育成された専門家の数	御意見の趣旨を踏まえて、達成手法A4 と Ex に以下のとおり追加します。 <u>達成手法A4 環境教育やそれを発展させた持続可能な開発のための教育の推進。</u> Ex. ①学校教育における生物多様性に関わる教育の実施 ②地域における持続可能な開発のための教育の取り組み
	99 「達成手法A4」を新設。次世代層(子ども)への環境教育を独立して記載。「持続可能な社会作りを目的とした、生物多様性保全、温暖化防止、省エネ・省資源、資源循環型社会の構築」などの全体像を次世代層に普及啓発する。「特に、次世代層に、持続可能な社会の構築の必要性を教育するなかで、生物多様性保全の重要性も教える。」のような内容を記載。「数値指標A4」の私案としては、「学習指導要領に生物多様性保全を盛り込む、環境教育という教科を新設する。」など。	御意見の趣旨を踏まえ、達成手法A4として以下を追加します。また、達成手法A3のEX④環境教育を削除します。 なお、学習指導要領に関する御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。 <u>達成手法A4 環境教育やそれを発展させた持続可能な開発のための教育を推進する</u>
	100 達成手法Aについて、各行動主体が自分の問題として受け止められるよう、達成手法は主体ごとに具体的明示をすることが役立つが、原案は主体が限定的であり、またその内容も主体性を欠くレベルにとどまっている。範囲と性質を変更すべき。文案は以下の通り。 「国: 生物多様性を国の成長戦略に組み込み、生物多様性にとって悪影響のある施策を廃止する。 企業: 原料調達から廃棄に至るまでの全ての段階において、生物多様性への影響を点検し、法制度や条例の有無に関わらず、実効性のある自主的生物多様性行動計画を立案し、影響の少ない事業慣行に変更する。 住民・消費者: 製品やサービスの購入にあたり、その原料調達から消費・廃棄までの全ての段階で、生物多様性への影響がどのようにあるかを確認し、購買行動に反映させる」	御意見の趣旨について、基本的に本項目に含まれると考えますが、国際的に提案する趣旨を踏まえ、詳細な取り組み内容に関する記述については、各締約国において判断されるものと考えます。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 個別目標B	101 個別目標B(32行)では、開発事業、貧困対策の順番の文になっているが、達成手法B1 貧困対策、B2開発事業、の順番になっているため整合させる。	達成手法B1は、Ex①開発支援に係る～、②～開発援助の実施となっているように開発と貧困対策の両方を視野において、それらと生物多様性を調和させるという趣旨で記述しています。そのためB1を貧困対策としてのみとらえるべきではなく、このため個別目標Bを貧困対策、開発事業という順番にする必要もないと考えております。
	102 個別目標Bの「開発と貧困対策」については、開発援助の手法では行き詰まりがあることは様々な経験から導き出されていて、この構造的な問題には、構造的な解決方法で対処しなければならないことは日本もJICAやNGOなどの経験から理解しているはずではないか。この経験値に基づき目標と解決方法を導き出さなければならないはずが、ここではそのような記述にはなっていない。	御意見の趣旨について、個別目標Bでは開発援助の手法のみを記述しているものではありませんが、国際協力については、個別目標Iで効果的、効率的な支援等について記述しております。国際協力に関する御指摘については、今後の施策の検討の参考にさせていただきます。
	103 個別目標Bについて、開発事業、貧困対策には、特に地球温暖化政策では他政策とのコベネフィット事業が有効なことから、生物多様性分野においてもコベネ政策を記述することも一案である。	御意見の趣旨について、生物多様性に関する様々な国際的主体との連携については、個別目標IIにおいて記述しています。
	104 個別目標Bについて、生物多様性と開発・貧困対策との関係の認識を明らかにすべき。このため、「生態系の保全が開発、貧困対策に資することに鑑み、」を文頭に追加し、また達成手法とすべき。また達成手法Bとして、「経済発展を阻害することなく生物多様性の保全と持続可能な利用ができるよう、先進国は必要に応じて、開発途上国への資金的、技術的、制度的な支援を行う」を追加すべき。	御意見の趣旨について、生物多様性の保全と持続可能な利用が貧困対策に資するものであると考えます。一方で、個別目標は全体をとおして分かり易く簡潔にするとの趣旨から前提条件等については触れていません。従って、本項目については、本文の通りとさせていただきたいと考えます。なお、途上国支援に関する御意見の趣旨は個別目標IIに記述しています。
	105 個別目標Bについて、貧困については到達したい状況を目標として描くべき。開発には貧困問題とは別に生物多様性へのプレッシャーとしての開発事業があるため、プレッシャー関連目標に開発事業による損失についての目標を追加する。 「個別目標B: 生物多様性の保全により、ミレニアム開発目標で定められた2015年の貧困削減目標を達成し、貧困層が生態系サービスの恩恵を2010年と同水準以上に与える。 個別目標(追加): 開発事業による生物多様性の損失をネットでゼロにする。」 達成手法B2及びB3は、追加した目標の手法となる。	御意見の趣旨について、本提案は、2020年及び2050年を視野に入れた目標として設定しており、個別目標としてミレニアム開発目標の目標年次を入れていません。一方でミレニアム開発目標との連携は重要と考えており、達成手法B1のEXとして双方の調和について記述しているところです。開発事業に関する御意見の趣旨については、達成手法B3において記述しているところです。
4. 達成手法B1	106 達成手法B1に「文言追加」; 貧困対策において生物多様性へ配慮するとともに、「国内外で」生物多様性の持続可能な利用を通じた貧困対策を実施する。	本項目は、国内外別に設定しているものではありませんが、生物多様性と貧困対策の問題は世界的な視点から途上国における課題としての度合いが大きいと考えており、原文のままさせていただきたいと考えます。
	107 達成手法B1のEx②、③について、開発途上国への開発援助には、国際機関と協力し、地域での貧困対策を中心にすえて、焼畑農業に代わるその地域に適した持続可能な農業への技術・資金援助。	貧困対策における、持続可能な農業の視点は重要と考えます。御意見の趣旨については、個別目標CやFにおいて記述するとともに、国際協力については個別目標IIにおいて記述しているところです。
	108 達成手法B1のExについて、国連ミレニアム開発目標の後に()書きでMDGsの記述も入れるとわかりやすい。	御意見の趣旨を踏まえて、国連ミレニアム開発目標の後に(MDGs) とします。
	109 達成手法B1のExに「生態系の維持・管理への貧困層の参画」を含める。生物多様性の恩恵を貧困層が享受し、自らの経済活動に利用できるような開発事業を推進することが重要である。貧困層が生態系サービスを利用しながら生態系の維持管理に参画し、かつ貧困が同時に緩和されるような政策が必要である。	御意見の趣旨を踏まえ、達成手法B1のEXに以下を追加します。 ④生態系の維持・管理への貧困層の参画

項目	意見要旨	対応の考え方
	110 数値目標に「金額、GDPにおける比率、国家予算に占める割合など」を追加されたい。	社会資本整備に要する事業費のうち、事業特性もあり、一律に環境にプラスの効果をもたらす部分を特定することが困難であり、数値目標になじまないと考えます。
	111 以下のように修文されたい。 生物生息域の損失創出など生態系にマイナスプラスの効果をもたらしている社会資本や評価法を見直し、生態系サービスの継続的な受容に資する社会資本や評価法を整備する。(計2件)	生態系にマイナスの影響を与えることへの配慮および評価については、達成手法B3に含まれていると考えます。
	112 Exは河川のみ記載か？ 道路、鉄道、公園等も対象ではないのか？	例示は河川事業及び港湾事業としていますが、達成手法には河川以外の社会資本整備が含まれると解され、例示の記載に問題は無いものと考えます。
	113 達成手法B2のEx.に「生態系に配慮した水の浸透・伏流・湧出機能再生による湿地の整備」を加える。腐葉土の少ない針葉樹林の拡大、水たまり、溝、畦、小川のコンクリート化、および乾田の拡大によって水の浸透量が減少し、湧出量が減少したと考えられる。	いただいた御意見は、達成手法E5のEx. ①サンゴ礁・湿地・藻場・干潟等の保全・再生の推進、の中に含まれております。
4. 達成手法B2	114 達成手法B2のEx③を「生態系保全に資する人工魚礁事業・港湾事業」に変更されたい。 港湾事業より広域に多数行われているのは魚礁や藻礁事業であるため。	いただいた御意見の人工魚礁事業については、達成手法C4Ex. ③藻場・干潟の造成等による水産資源の生育環境の保全・創造、の「等」に含まれております。達成手法B2のExは、「生物生息域の創出など生態系にプラスの効果をもたらす社会資本を整備する」ことの例示として記載しており、人工魚礁は達成手法C4「持続可能な漁業生産と漁場環境の保全を推進する」の中に含まれております。
	115 達成手法 B2のEx.②「水生植物を活用した河川・湖沼の水質浄化」は、他の記述に比べ「水生植物」が具体的過ぎる。水質浄化については、他にも生物学的手法や理工学的手法もあるので、「②さまざまな環境技術を活用した河川・湖沼の水質浄化」とすべき。また、水生植物の大量繁茂は、船舶の航行障害や湖沼・湿地の深部の低酸素環境化等の他の社会問題を引き起こすので、水生植物の環境浄化への利用は慎重に検討すべき。	御意見の趣旨を踏まえ、達成手法B2のEx②を以下の通り修正します。 Ex② <u>様々な環境技術を活用した河川・湖沼の水質浄化</u>
	116 達成手法B2:(生物生息域の創出など生態系にプラスの効果をもたらす社会資本を整備する。)の Ex.の①に以下を追加:生物多様性機能を高める水田管理の推進(冬期湛水水田の普及、耕作放棄田の湿地への復元、休耕田の通年湛水など)	御意見の趣旨は基本的に本項目に含まれるものと考えますが、連続性の確保と生態系保全地域の連結には必ずしも水田を要件とするものではないと考えます。
	117 達成手法B2のEx.に以下を追加する:「生物多様性機能を高める水田管理の推進(冬期湛水水田の普及、耕作放棄田の湿地への復元、休耕田の通年湛水など)」。	御意見の趣旨は基本的に本項目に含まれるものと考えますが、連続性の確保と生態系保全地域の連結には必ずしも水田を要件とするものではないと考えます。
	118 達成手法B2のEx. “生態系保全に資する港湾事業”港湾事業とは、生態系に負荷を与える事業であり、いくら生態系に配慮しても、生態系に資する事業とはなり得ない。経済活動ありきの提案は、同条約の目的に合致しない。“生態系への負荷を低減する工法に基づく港湾開発”などの表現に改めるべきである。	港湾事業において、浚渫土砂を活用した汚泥上への覆砂や干潟の創出、生態系に配慮した港湾構造物の整備等を行っておりますが、御意見の趣旨を踏まえ、達成手法B2 Ex.③を以下の通り修正します。 Ex.③ <u>生物多様性に配慮した港湾環境の形成</u>

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法B2	119 達成手法B2については、失われた生息環境の回復に資する事業との前提を入れるべき。また創出を前提とするのではなく回復を前提とすべき。	御意見の趣旨を踏まえ、達成手法B2について以下の通り追加します。 <u>生物生息域の再生・創出など生態系にプラスの効果をもたらす社会資本を整備する。</u> あわせて、数値指標B2について以下の通り修正します。 <u>生物生息環境を再生・創出した社会資本整備の件数。</u>
4. 達成手法B3	120 「生物多様性の保全への配慮が…」を「生物多様性の保全が前提になされるように」に修正されたい。「配慮」ではあまりにも弱い。	御意見の趣旨について、本提案を国際的に提案していくことを踏まえ、各締約国の状況を踏まえると原文のままとさせていただきたいと考えます。
	121 中長期の目標(2050年)の達成のためには、各種開発行為の実施に当たっては、「ミティゲーション(回避・低減・代償)の適切な実施」はもちろんのこと、それに加えて、回避・低減によってもなお残る生物多様性への悪影響を代償措置によりオフセット(相殺)し、「ノー・ネット・ロス(望ましくはネット・ゲイン)」とするという考えを、原則としていくことが重要であるため、個別目標Bの達成手法B3のEx.について②ミティゲーションの適切な実施の後に「③ノー・ネット・ロス(望ましくはネット・ゲイン)の考え方の推進」を追加されたい。	御意見の趣旨について、代償措置については本項目に記述しているところです、また、ノーネットロスの考え方は開発の問題に留まらず、生物多様性全体を視野に入れて中長期目標に取り入れています。
	122 「達成手法B3」について「戦略的環境影響評価の推進」を「環境影響評価の推進」に修正されたい。途上国にとって、「戦略的環境影響の推進」は負担が大きすぎる。まずは、「環境影響評価」を着実に進めることを目標に掲げるのが妥当(計2件)	事業の特性に応じて、途上国においても必要な場合が考えられることから、原文のままさせていただきたいと考えます。
	123 達成手法B3の「生物多様性の保全への配慮がなされるよう」を「生物多様性の損失が最小限にとどまるよう」にする。単に保全に配慮するだけでは急速な喪失が懸念されている生物多様性を破壊するような開発行為を抑制することはできないため。	御意見の趣旨について、本案を国際的に提案していくことを踏まえ、各締約国の状況を踏まえると原文のままさせていただきたいと考えます。
	124 達成手法B3のEx.に「アグウェーグーAkwe: Konガイドライン」の順守を推奨という一文を加える。同ガイドラインは、CBDにより正式に採択済みの宗教的にデリケートな場所での開発行為に関するガイドラインである。	御意見の趣旨について、任意の取組の詳細は各締約国の判断によるものと考えますので、原文のままさせていただきたいと考えます。
	125 達成手法B3のEx.に、「環境影響評価にゼロ・オプションを含む代替案を義務づける」を追加する。	戦略的環境アセスメントガイドラインでは、複数案検討を行うことを基本としているが、地域の状況等から複数案を設定することが現実的でない場合には、その理由を明らかにし、単一案で実施することとされており、原文のままさせていただきたいと考えます。
	126 達成手法B3のEx.について、「ミティゲーション(回避・低減・代償)の適切な実施」とあるがミティゲーションの手法、制度、システムが確立していない現状で適切な実施は早急であるため「ミティゲーション(回避・低減・代償)の確立、適切な実施」が妥当である。(計4件)	環境影響評価制度における環境保全措置の検討にあたっては、環境への影響を回避、低減することを優先し、必要に応じて代償措置を検討することとなっています。ミティゲーションの適切な実施に至るまでにはこうした手法の発展も重要であることから、御意見の趣旨については本項目に含まれるものと考えますので、原文のままさせていただきたいと考えます。
127 達成手法B3のEx①、②、③について、開発行為で資金面、技術面での支援にあたっては、生物多様性保全の立場からダム建設を避けて、河川流域に可能な限り多くの遊水池を設けるなどの対策で対応すべきである。これは、河川流域や河口湿地の保全のためである。	御意見の趣旨について、本案を国際的に提案していくことを踏まえ、各締約国の状況を踏まえると原文のままさせていただきたいと考えます。	

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法B3	128 達成手法B3 Ex.への追加項目「自治体の地域開発・土地利用計画担当者や政策決定者に対する、生物多様性保全にかかる情報提供や研修」	御意見の趣旨について、生物多様性に関する能力養成については個別目標IIに含まれていることから、原文のままとさせていただきたいと考えます。
	129 達成手法B3について、日本においては、政府や地方自治体による公共事業が、生物多様性の大きな損失要因になっている。そのあり方を根本的に見直すとともに、実効性ある環境影響評価制度が必要である。特に環境影響評価制度へのノーネットロスの原則の導入と、影響評価・事業採択後のモニタリングの継続実施やその結果を事業に反映させる仕組みが必要であるとともに、戦略的環境影響評価(SEA)は「事業の特性に応じた推進」ではなく、日本を含めた各国が早急な法制化に取り組む必要がある。	国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
	130 達成手法B3のEx.として事後調査における環境保全措置の評価を入れるべき。	御意見の趣旨は①②③の項目を適切に実施していく中で対応されるもの考えることから、原文のままとさせていただきたいと考えます。
4. 達成手法B その他	131 個別目標Bに達成手法B4として、以下を加える。 公有水面埋立法を改正し、公有水面の保全原則(例外的な開発許可)を確立する。 開発事業の環境アセスメントは第3者機関で行い、行政主導型開発方式をやめる。	国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
4. 個別目標C	132 生物多様性条約第5回締約国会議で決議採択された「エコシステム・アプローチ」を個別目標Cに盛り込むことを提案。「エコシステム・アプローチの原則に基づいて」を挿入し、「生物資源を用いる農林水産業などの活動において、エコシステム・アプローチの原則に基づいて持続可能な方法による生産の比率を高める」とすることを提案。	御指摘の「エコシステム・アプローチ」については、生物多様性条約第5回締約国会議(COP5)で提唱された基本的なアプローチです。本提案の各所に関係している考え方ですので逐一記述しておりません。
	133 個別目標Cの「生物資源」の表記を「生物遺伝資源」とする。本来使用されるべき用語は、biological and genetic resourcesである。遺伝情報自体が資源となりうるため。	生物多様性条約第2条では『生物資源』には遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な構成要素を含む。("Biological resources" includes genetic resources)とされており、そのため本提案では「生物資源」と表記させていただきました。
	134 個別目標Cの「農林水産業」を、「農林水産業を中心として、医薬品、化成品、化粧品、食品、花卉、種苗」という記述にする。農林水産業以外が関与していないという誤解を招かないためにも、このような記述を推奨する。	個別目標Cでは、生態系に面的に依存する産業を念頭に置いていることから、農林水産業を例示いたしました。なお、花卉、種苗などは『農林水産業など』という記述の中に含んでおります。
	135 個別目標Cについて、農林水産業に限らず幅広い業種において、生物多様性との関連が検討され、意味ある行動が取られるような目標であるべき。農林水産業という例を示すことで、視野を狭めてしまっているため、全ての業種・主体がどのように生物多様性に関連しているかを分析し、取組を進めていく必要があることを表現すべき。 さらに、持続可能な利用の比率が高まったとしても影響の絶対量が増えるという懸念は残るため、「産業・経済活動による生態系・生物多様性への悪影響を削減する・取り除く」を原案の個別目標Cに置き換え、「農林水産業など」を削除した文を達成手法のひとつとする。	個別目標Cでは、生態系に面的に依存する産業を念頭に置いていることから農林水産業を例示しています。他の業種・主体がどのように生物多様性に関連し、取組を進めていくかについては、個別目標Aなどで記述しています。 また、御指摘のとおり「産業・経済活動による生態系・生物多様性への悪影響を削減する・取り除く」ことは基本的に重要な観点です。その考え方は、個別目標ではなく、短期目標「②生物多様性の保全に向けた活動の拡大を図る。(中略)将来世代にわたる持続可能な利用の具体策を広く普及させる。人間活動の生物多様性への悪影響を減少させる手法を構築する。」に記述しております。

項目	意見要旨	対応の考え方
	136 数値目標に「生態系に配慮した農地の総面積。農地に占める割合」を追加されたい。	我が国においては生態系に配慮した農地の面積を把握する統計がないため、生態系に配慮した農地の面積を数値指標として提案することは困難です。 なお、今回提案する数値指標は我が国の実情に基づいた例示として整理したものであり、提案の4. 個別目標ごとの達成手法、Ex、数値指標にあるとおり、各国がその実情に基づいて数値指標を設定することも想定しております。
	137 達成手法C-1(生態系に与える影響に配慮した農業生産技術の普及を図る。)の、Exの①に 1)「有機農業」を追加する。 2)「生物多様性を活かした農法」を追加する。 2)「農地(水田)の生物多様性を複合生産物として評価し、生物多様性の高さ と持続可能な複合生産性の高さが調和する農法の、普及啓発を図る。」を追加する。	Ex.①については、その内容を正確に表すため、「①生態系に配慮した効率的、効果的な病害虫の防除の普及推進」とします。 追加意見のあった有機農業などについては、Ex.の②「生態系に配慮した農業生産方法の特定・普及」に包含しておりますが、御意見の多い「有機農業」を例示として追加します。 日本提案は、各条約締約国が各国の事情に応じて御意見のような農法を含めた農業生産方法を特定・普及することを目標とするよう提案するものです。
	138 達成手法C1のEx.に以下を追加する。 1)「有機農業」を追加する。 2)「生物多様性を活かした農法」を追加する。 3)「農地(水田)の生物多様性を複合生産物として評価し、生物多様性の高さ と持続可能な複合生産性の高さが調和する農法の普及啓発を図る。」を追加する。	Ex.①については、その内容を正確に表すため、「①生態系に配慮した効率的、効果的な病害虫の防除の普及推進」とします。 追加意見のあった有機農業などについては、Ex.の②「生態系に配慮した農業生産方法の特定・普及」に包含しておりますが、御意見の多い「有機農業」を例示として追加します。 日本提案は、各条約締約国が各国の事情に応じて御意見のような農法を含めた農業生産方法を特定・普及することを目標とするよう提案するものです。
4. 達成手法C1	139 数値指標C1に、「生態系に与える影響に配慮した農作物を購入する店舗や生協の数」を追加する。	我が国においては生態系に与える影響に配慮した農作物を購入する店舗や生協の数を把握することは現時点では困難なため、「生態系に与える影響に配慮した農作物を購入する店舗や生協の数」を数値指標として例示することは今回見送らせていただきます。 なお、今回の数値指標は、少なくとも我が国で実現可能性があることを前提に例示したものであり、提案の4. 個別目標ごとの達成手法、Ex、数値目標2にあるとおり、各国がその実情に基づいて数値指標を設定することも想定しております。
	140 達成手法C1として流域内自給を促進するための「生命流域認証」制度	御指摘の「生命流域認証制度」は、現時点では多くの方にとって聞き慣れない概念かと思えます。今後の検討課題とさせていただきます。
	141 達成手法C1のEx.①を有機農業及び低農薬農業の普及推進に修正する。農薬・化学肥料を原則使用しない有機農業が明記されていないことは世界の常識からみて、はなはだ遅れた提案になる。取り組みの遅れた日本の農政を先進国並みのレベルにするためにも明記すべき。	Ex.①については、その内容を正確に表すため、「①生態系に配慮した効率的、効果的な病害虫の防除の普及推進」とします。 追加意見のあった有機農業などについては、Ex.の②「生態系に配慮した農業生産方法の特定・普及」に包含しておりますが、御意見の多い「有機農業」を例示として追加します。 日本提案は、各条約締約国が各国の事情に応じて御意見のような農法を含めた農業生産方法を特定・普及することを目標とするよう提案するものです。
	142 達成手法C1のEx.②を生物多様性を活かした農法及び生態系に配慮した農業生産方法の特定・普及に修正する。生物多様性を農業生産に活用する農法と配慮した農法では大きな違いがある。前者は農薬・化学肥料を使用しないことで成り立つ農法であり、後者は農薬・化学肥料の使用を削減した農法も包含するものである。	農薬・化学肥料を使用しない農法(有機農業)は農薬・化学肥料の使用を削減した農法に含まれます。このため、いただいた御意見の趣旨を反映し、Ex.の②「生態系に配慮した農業生産方法の特定・普及」に「有機農業」を例示として追加します。 日本提案は、各条約締約国が各国の事情に応じて御意見のような農法を含めた農業生産方法を特定・普及することを目標とするよう提案するものです。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法C1	143 達成手法C1のEx.③生態系に配慮した農産物の認証・表示及び消費税減免・補助・ポイント制導入等による購入促進に修正する。認証・表示だけでは国民の意識を変えるには時間がかかりすぎる。もっと目に見える形のインセンティブが必要。有機農産物を購入したいと思いつながりながら相対的に高いことを理由に導入を躊躇する幼稚園、学校等に補助金・減免処置を行い、未来を担う子供たちにもっとも優れた栄養価と環境保全機能をもつ農産物を提供すると表明することが食育の基本であると思う。	消費税減免・補助・ポイント制導入などは、達成手法A3「生物多様性の状況に関する普及啓発、情報共有を行い、生物多様性の保全に向けた住民・消費者の行動を促す。」中のEx.「②生物多様性に配慮した製品の購入促進」の中に含まれます。また、本提案における達成手法の例示は、我が国のみならず途上国の参考ともなるものですので、簡潔かつ概括的な表現に留めることとしています。
	144 達成手法C1 Ex.への追加項目「都市部や近郊農業における地産地消促進による、フードマイレージ削減、生態系に配慮した農業への理解促進」	御指摘の点は、達成手法A3のExに記載した「②生物多様性に配慮した製品の購入の推進」「③各種の普及啓発活動」の中に含まれております。
	145 達成手法C1について、生物多様性の劣化につながらない持続的な農林漁業の推進のため、すでに導入が始まっている生産物に対する認証制度の強化・普及と、認証制度に関する更なる取組みを奨励することが望ましい。ポスト2010年目標にあたっては、持続可能な方法による生産の比率を高めるために、目標年限や取組みのボリュームなど、達成目標をより具体的にすべきである。	御指摘のような取り組みは、達成手法C1のEx「③生態系に配慮した農産物の認証・表示」や達成手法A3Ex「②生物多様性に配慮した製品の購入の促進」で考慮しております。また、目標年限や取組みのボリュームなどは、各国が個別に定める戦略、計画等でより具体的に記述されることを想定しています。
	146 達成手法C1に「農業技術の中に生きものや生態系への伝統的な豊かなまなざしを確保する。」を追加する。 日本でも、生きものへのまなざしが衰えている状況では、生物多様性は上滑りするであろう。かつての百姓は600種の生きもの名前を地方名で呼び、現在の百姓は多くても150種しか名前を呼ばない状況を変えていかなければならないであろう。	いただいた御意見の趣旨は達成手法C1Ex「②有機農業等生態系に配慮した農業生産方法の特定・普及」に包含されております。御指摘のように生きものへのまなざしは生物多様性を保全する上で基本的な姿勢だと考えておりますが、達成手法の例示は簡潔かつ概括的な表現に留めました。
4. 達成手法C2	147 達成手法C2 ランドスケープ単位で土地利用の計画的調整を行い、生態系およびそれらが複合したもの全体の自然なプロセスを維持することの実行を前提に、集約的な農用地においても、生物の生息環境に配慮した農地及びその周辺地域の環境を創出する。	達成手法C2については、具体的な施策として実施する際には、いただいた御意見の趣旨のように水田等の計画的な整備やその利用の在り方を含め総合的な観点から検討することとしております。また、本提案は他の加盟国の実情に応じた多様な活動につなげやすい提案内容とすることが適当と考えられることから、包括的な表現としております。
	148 達成手法C2の数値指標として「生態系に配慮した農地、水田、水路の総面積」を追加されたい。	農地や水田、水路等の整備に際しては、生態系や景観等の環境との調和への配慮を事業実施の原則に掲げ、実施しているところです。しかし、我が国においては、生態系に配慮した農地・水田・水路等の総面積を測定する手法(統計データ)がないため、指標とすることは困難です。 なお、今回提案する数値指標は我が国の実情に基づいた例示として整理したものであり、提案の4. 個別目標ごとの達成手法、Ex. 数値目標にあるとおり、各国がその実情に基づいて数値指標を設定することも想定しております。
	149 達成手法C2のEx.について農業に関して水田が重要である地域は限定的であり、手法として取り上げるのに不適である。	本記述はExample(例示)として挙げてあります。日本提案ですので達成手法C2「生物の生息環境に配慮した農地及びその周辺地域の環境を創出する。」を達成する具体的な手法として水田を例示しました。この例示を基に各国がそれぞれの実情に応じた達成手法を採択することを期待しております。
	150 C-2(生物の生息環境に配慮した農地及びその周辺地域の環境を創出する。)の、Ex.の①と③に、「ラムサール条約の水田決議X.31(湿地システムとしての水田の生物多様性の向上)を意識した、水田管理の普及」を追加する。(計2件)	達成手法C2のEx①については、湿地システムとしての水田の重要性をも十分に踏まえ、生物の生息環境に配慮した水田や水路等の整備・管理の推進が重要との観点から例示しました。御指摘の水田決議は考え方の土台となっておりますが、達成手法の例示は簡潔かつ概括的な表現に留めることとしており、個別の決議は記述しておりません。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法C3	151 熱帯林の生物多様性は特に重要である。それを踏まえたうえで持続可能性を図るべきで、特に強調すべきであるため「森林資源の持続可能な利用を図る」を「生物多様性保全に特に配慮した持続可能な森林資源の利用を図る」に追加されたい。	「森林資源の持続可能な利用」は、生物多様性保全への配慮を盛り込んだ概念であり、そのため、事例(Ex)として森林計画や違法伐採対策等を盛り込んでいます。なお、森林における生物多様性の保全については、他の個別目標(個別目標E等)においても掲げており、森林セクターとしては、それら関連施策を一体的に取り組んでいく考えです。
	152 数値指標C3に「認証された木材の消費量、全消費割合」を追加されたい。	認証木材は、民間の機関が独自に設けた経営基準を満たした森林から生産された木材のことです。そのため我が国の全ての森林経営者等が参加し認められた基準となっているものではありませんので、政府が立てる本目標の数値指標にはなじまないと考えています。もちろん、各国が独自の判断で数値目標として記入することを妨げるものではありませんが、日本提案で明記することは見送ることとします。
	153 現在多数存在する針葉樹の単層林を増やすのではなく、生物多様性に寄与する緑地を増やし、維持管理を行い適切な緑地を継続・持続させる必要があるため、森林の整備は、生物多様性に寄与する質の高い緑地(複層混交林)を増やし、全ての緑地では、適度な手入れ(間伐等)が継続的に行われる旨を記載する。	御指摘の件は、我が国国内の森林施策に関する内容と思われませんが、現在の森林・林業基本計画においては、針葉樹単層林を増やす計画とはしておらず、育成複層林への誘導を図ることにより、育成単層林の面積は現状(H17)の1,030万haから将来の指向する状態として660万haにすることを目標としています。この趣旨は、達成手法E3[森林を適切に整備・保全し、また、新規植林を生物多様性に配慮した形で行うことにより森林面積の減少や森林資源の劣化傾向を抑制し、回復させる。]という中に反映させております。
	154 達成手法C3について例(EX)と数値指標が合致していないので、変更が必要である。	森林の整備・保全に関する計画や、持続可能な森林経営に関する基準・指標には、通常、森林生態系の生産力の範囲内に伐採量を抑えることが規定されており、森林蓄積の増減(森林の成長量と伐採量の差)に係る時系列的傾向を把握することは、森林資源利用の持続可能性を評価する指標の一つになり得ると考えています。
	155 達成手法C3のEx.に「適切な森林認証の普及と認証材利用の促進」を加え、数値目標に「公共事業における認証材の割合」を促す。森林資源の持続的な利用に関しては既に認証制度が作られ、国際基準となっており、これらの制度の普及や認証材の利用は国際的に合意を得やすい目標であり、わかりやすい数値目標を提供する。	民間が独自の基準に基づき森林経営の持続可能性を認証する森林認証については、生物多様性の保全を進めていく上で重要な役割を果たしていると認識しています。一方、国際的には認証を取得する森林や事業体は欧米を中心とする先進国が先んじており、日本が提案する各国の数値指標として明記することは困難な面があります。
	156 達成手法C3のEx.の①と②は一体のものとして掲げるべき。③は手法の実例として具体性にかけているので、現状の問題点に立脚して、合法性の証明方法及び調達実績に関する目標と結果の公表をその内容とすべき。以下のように提案する。「①持続可能な森林経営の基準・指標(持続可能な森林経営とみなされるための基準とそれを測定するための指標)が反映された森林の整備・保全に関する計画(区画設定と区画ごとの規範)の策定と徹底、②木材・木材製品の合法性に関する詳細かつ具体的証明方法の設定、③合法木材使用割合に関する数値目標設定と実績の公表」	森林の適切な整備・保全を推進するための枠組としては、各国の森林法体系等や、国際的に合意された基準・指標等の取組が求められていることを踏まえ、Exとして①と②を併記しているところです。なお、これらの取組がそれぞれ整合がとれたものであるべきであることは、御指摘のとおりと考えています。Ex③違法伐採対策(合法木材の証明とその利用の推奨)については、御指摘を踏まえ修正させていただきます。なお、合法木材による数値目標については、考え方や手法等を各国で合意することが困難な面があります。このため、この点につきましては、見送りとさせていただきます。
4. 達成手法C4	157 達成手法C4の数値指標として「認証された漁獲量、割合」を設定されたい。	水産物の認証は、生態系や資源の持続性に配慮した漁獲方法について民間の機関が独自に設けた基準を満たした水産物に対し行われているものであり、そのため政府が設定する数値指標にはなじまないと考えています。もちろん、各国が独自の判断で数値目標として記入することを妨げるものではありませんが、日本提案で明記することは見送ることとします。
	158 珊瑚礁の造成、葦帯の造成の活動も脚光を浴びているので、達成手法C4の例示の③に「藻場・干潟の造成等」とあるが「藻場・干潟等の造成等」と修正されたい。	珊瑚礁の造成や葦帯の造成についても、水産資源の生育環境の保全・創造を図る上で重要であると認識しており、藻場・干潟の創造等の「等」に含まれています。

項目	意見要旨	対応の考え方
	159 達成手法C4のExに「磯焼け海域における漁業者による藻場保全・再生の取り組み」を追加されたい。1990年以降、藻食(そうしょく)動物の過剰採食によって広域に藻場が衰退・消失しているため。	磯焼け海域における漁業者による藻場保全・再生の取り組みについても、水産資源の生育環境の保全・創造を図る上で重要であると認識しており、藻場・干潟の造成等の「等」に含まれています。
	160 達成手法C4のEx③を「藻場・干潟が維持される環境の保全と創造」に変更されたい。移植による藻場造成と地形を模倣しただけの干潟創造事業ではなく、健全な藻場・干潟の環境の保全と創造こそが重要であるため。	御指摘のとおり、健全な藻場・干潟の環境の保全と創造を図ることは重要であると認識しており、そのためには、それぞれの地域の状況に応じ最適な手段を選択し取り組むことが大切と考えております。ここでは、手段の一つとして例示的に「藻場・干潟の造成」を示しており、その他の手段は「等」に含まれます。
	161 我が国の海洋基本計画にて明言され、実際の効果も報告されている「海洋保護区(全面禁漁区)」を達成目標C4のEx1に加えることを提案。	御指摘のとおり、海洋保護区に関しては、海洋基本計画により「生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用のための一つ的手段として、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する。」とされています。現在、海洋保護区については内閣官房総合海洋政策本部が中心となって検討中であり、その設定のあり方は明確にはなっていません。このようなこともあり、達成手法C4のEx. において記載することは見送っています。 なお、C4. Ex. には「①資源状況に応じた各種資源管理措置の組合せ」という記載がありますが、このような管理措置の中には、産卵親魚の保護や稚魚の育成場となる藻場の保護等、特定の目的のために海域や漁期を設定して規制を行う保存管理措置等も含まれています。このような資源管理措置は「保護区」のあり方の一つを示唆するものと考えています。
4. 達成手法C4	162 達成手法C4に数値目標を設け、「海洋保護区の設置数とその適切な運営による漁業対象種およびその他海洋生物の資源量増減の推移」を設置することを提案。	海洋保護区に関しては、海洋基本計画により「生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用のための一つ的手段として、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する。」とされています。現在、海洋保護区については内閣官房総合海洋政策本部が中心となって検討中であり、その設定のあり方は明確にはなっていません。このようなこともあり、達成手法C4のEx. や数値指標C4において記載することは見送っています。 また、同様に「海洋保護区」の設定のあり方が明確になっていない段階で「資源量増減の推移」を「海洋保護区」とのみ関連付けて数値目標を設定することは適切ではないと考えます。さらに、資源の管理は、「資源の状況に応じ各種資源管理措置の組合せ」により実施していくものとの認識であり、一つの管理手法のみを資源量の増減と関連づけることは適切ではないと考えます。例えば、我が国周辺を回遊する魚種の場合、個別の「海洋保護区」の設定のみに関連づけて資源の回復を評価することは困難と思われる。
	163 達成手法C4のEx.に、「持続可能な漁業に不可欠な干潟などの開発事業の見直し」を追加する。	御指摘のとおり、持続可能な漁業生産は、水産資源の生育環境を保全・創造するため干潟などの造成を行う場合と、開発行為にあたり生物多様性の保全に配慮するといった見直しを行う場合があります。ここでは前者の取組について述べています。御指摘頂きました後者については達成手段B3で述べています。
	164 達成手法C4のEx.に、「人工海岸から自然海岸への転換」を追加する。	漁業において、持続可能な方法による生産の比率を高めるための手法として、人工海岸から自然海岸への転換を行うことが有効であるかどうか十分な知見が得られていないため、いただいた御意見は今回は見送らせていただきます。

項目	意見要旨	対応の考え方
	165 達成手法C4として山から海までのつながりを取り戻す。EX.ムダなダムの撤去、水、砂、石、養分の海への供給、ダムに頼らない治水、環境保全型漁場管理制度、流域内自給を奨励するための「生命流域認証」制度	御指摘の「生命流域認証制度」は、現時点では多くの方にとって聞き慣れない概念かと思えます。今後の検討課題とさせていただきます。
	166 達成手法C4のEx、①、③について、閉鎖性海域東京湾などでの近海漁業では、湾内で湿地・干潟・浅海域が、魚種の産卵場や海域の浄化で重要である。藻場の再生や流入河川の浄化措置など環境整備を図ることは、近海漁業の振興と温暖化防止で喫緊な課題である。	御指摘のように、閉鎖性海域において湿地・干潟・浅海域は重要な役割を果たしていると認識しており、今後とも、こうした環境整備を推進していきます。
	167 達成手法C4に以下を追加されたい。 ①地方分権に対応した沿岸環境管理の体制を整える。生態系保全と漁業の両立、漁業の環境産業としての強化などの具体策を明確化する。 ②生物多様性に関する情報基盤を整備する。特に、地域の情報に詳しい、地方自治体の水産試験研究機関、環境研究所などの調査力の維持や強化を行う。 ③ 保全すべき漁場環境の特性の明確化を、調査研究データのレビュー、水産関係以外の研究者や市民団体の意見を聞いて行う。(造成以前に、保全の箇所を明確にする)	達成手法C4は「持続可能な漁業生産と漁場環境の保全を促進する」とされているとおり、「漁場環境の保全」には海域における生態系や生物多様性を保全するという考え方が含まれていると認識しています。持続可能な漁業生産を行うためには、資源を適切に管理するとともに、その生産力を支える海域の漁場環境を保全することが重要であり、生態系保全と漁業の両立、漁業の環境産業としての強化といった御意見の内容も達成手法C4に含まれるものであると認識しております。 なお、地方分権に対応した沿岸環境管理の体制の整備については、各国の行政機構が異なる場合もあることから、達成手法に記載するのはなじまないと考えております。 また、情報基盤の整備、保全すべき漁場環境の特性の明確化の調査研究に関しては、個別目標Hに情報収集の推進や生物多様性の状況及び生態系サービスの評価に関する研究が記載されており、この中でいただいた御意見を反映して参ります。
4. 達成手法C4	168 達成手法C4のEx③を以下に変更すべき。「海洋保護区における漁業生産と漁場環境の管理手法の開発と適切なモニタリングの実施」 国際的に、藻場・干潟の回復(造成ではなく)による生息環境の保全を含む漁業生産、漁場環境の整備は、中長期的な展望の下、海洋保護区の設置により行われている。	海洋保護区に関しては、海洋基本計画により「生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用の一つの手段として、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する。」とされています。現在、海洋保護区については内閣官房総合海洋政策本部が中心となって検討中であり、その設定のあり方は明確にはなっていません。このようなこともあり、達成手法C4のEx. ③において記載することは見送っています。 なお、既にEx. ①の中で言及している各種資源管理措置の中には、産卵親魚の保護や稚魚の育成場となる藻場の保護等、生息環境の保全を含む目的のために海域や漁期を設定して規制を行う保存管理措置等も含まれており、このような資源管理措置は「保護区」のあり方の一つを示唆するものと考えています。また、Ex. ③「藻場・干潟の造成等」の中には「回復」や「モニタリングの実施」という概念も含むという認識です。
	169 達成手法C4について、生物多様性に配慮した漁業手法を特定すべきであり、海洋生態系の上位種や絶滅危惧種に留意すべきであり、海鳥等の混獲等についても配慮すべき。	持続可能な漁業生産を念頭に、現在、漁業の主対象種ではない生物種の混獲回避技術に関する研究・開発が行われております。海鳥等の混獲種対策のみならず、絶滅のおそれのある種への脅威軽減も念頭に、各国が独自にあるいはFAOや地域漁業機関を通じて取り組みを行っており、この点に関する御指摘は既に反映されております。ただし、漁業手法の特定につきましては、各国、各地域に、当該地域のおかれた物理的環境や文化的・歴史的背景を基に多様な漁業手法が存在することから、一律に特定することは困難となっております。また、資源状況にかかわらず、生態系上位種であることのみをもって、特別の配慮を払うことにつきましては、そもそも生物多様性の確保に反することにご留意いただく必要があります。したがって、御指摘のうち、これらの2点につきましては見送りさせていただきます。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法C4	<p>170 達成手法C4の「漁場環境」を「漁場とその周辺環境」に置き換え、Ex.に「漁場に隣接する流域の森林及び湿原の保全」を追加する。我が国では江戸時代より沿岸の海洋生態系は接する流域から供給される様々な物質によって影響を受けることが知られてきた。この陸-海物質連環と生態系連環は科学的知見により動かしがたい事実と言える段階にあり、この考えは日本で発達し日本で検証されていた数少ない日本オリジナルな環境概念であり、これを世界に広く問うことは生物多様性の実践上の重要性とともに国益にも合致するものである。</p> <p>171 達成手法C4のEx.①は単に特定魚種だけを対象とするものではなく、混獲種も対象となることがわかる表記に改めるべき。「①資源の状況及び混獲種も対象とした海洋生態系全体に配慮した各種資源管理措置の組み合わせ」</p>	<p>御意見のとおり、良好な漁場環境を維持するためには、漁場に隣接する流域における森林や湿地の保全は重要であり、漁場環境が悪化している閉鎖的な湾や入江等の後背地の森林・河川流域・海岸等において、栄養塩類の供給や濁水の緩和等に効果的な森づくり等の施策を実施しているところである。</p> <p>森林及び湿原の保全については、個別目標Eに、森林の適切な整備・保全、海域・河川・湖沼における水質改善などによる生態系の保全、湿地、サンゴ礁等の保全・再生活動の重点的実施といった達成手法が記載されており、これらの取り組みが漁場環境を含めた海域の生態系の保全につながるものと考えており、達成手法C4の「漁場環境の保全の促進」には、その周辺環境に関するEx. を記載しなかったところです。</p> <p>我が国では、従来より、漁業の主対象種とともに混獲種も広く利用されており、達成手法C4では、混獲種も含めた持続可能な漁業生産を念頭としていることから、御指摘の点は既に含まれていると考えております。</p>
4. 達成手法C その他	<p>172 達成手法Cの新たな項目として以下を追記されたい。 生態系に与える農林水産業の川上から川下への影響は連続しており、相互の関連を意識した生産技術の普及を図る。 Ex. ①不耕起稲作＋冬期湛水等、水田濁水が無く、多面的機能を持ち、温暖化効果ガス発生が少ない稲作技術の普及 ②柱倉づくり住宅等間伐材多用住宅の普及</p> <p>173 達成手法Cについて、農林水産業の産品への認証制度は本項では「達成手段C1」でしか言及していないが、C3(森林資源)及びC4(水産資源)の管理においても非常に重要な手段であるので、ここでも言及すべきである。</p> <p>174 達成手法C1～4について、全体として、生物多様性に配慮された生産手法について事前の評価を盛り込むべき</p> <p>175 達成手法Cについて、持続可能な農林水産業を実現するには、生産側の行動だけでは達成できず、消費者側の行動も求められる。達成手法に消費拡大を追加する。 達成手法C5: 環境に配慮した農林水産物の消費割合を拡大することで、環境に配慮した持続的な産業を推進する。</p> <p>176 Cの達成手法を追加して、C5「生物多様性指標を多彩に立案して、技術やくらしの場面で環境把握に役立てる」 Ex. ①生きものとの伝統的なつきあい方法の再確認、②地域の生きもの目録の作成、③生物多様性指標の検証とそれを活用する方法の検討、④生物多様性指標の表現方法の開発。 ぜひ「生物指標」を入れたらどうでしょうか。</p>	<p>御意見の①については、C1のEX. ②「生態系に配慮した農業生産方法の特定・普及」に包含しております。</p> <p>日本提案は、各条約締約国が各国の事情に応じてご提案のような技術を含めた農業生産方法を特定・普及することを目指すよう提案するものです。</p> <p>御意見②については、A3のEX②「生物多様性に配慮した製品の購入の推進」に包含しております。</p> <p>御指摘のとおり、農林水産物の認証制度は持続可能な方法による生産比率を高めるために非常に重要な手段と考えております。農産物では「生態系に配慮した農産物の認証・表示」を明記しましたが、林産物では原文を一部修文した「違法伐採対策(木材の合法性証明方法の設定と合法木材利用の推奨)」の中で、また、水産物では「資源の状況に応じた各種資源管理措置の組み合わせ」の中で考慮しております。</p> <p>C1～4に例示した「普及を図る」「創出する」「利用を図る」「促進する」生産手法については、その有効性を事前に評価することが不可欠な要件と考えており、特に記述をしませんでした。</p> <p>御指摘の点は、大変重要な観点だと考えております。消費者側の行動については、達成手法A3Ex②生物多様性に配慮した製品の購入推進、の中に包含されております。</p> <p>いただいた御意見の趣旨は達成手法C1Ex「②有機農業等生態系に配慮した農業生産方法の特定・普及」に包含されております。</p> <p>生物多様性を把握する上で、生物指標は重要であり、農林水産省では農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発を現在実施しております。</p>

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 個別目標D	177 各国の現状は、生物多様性の状況の把握・データ蓄積途上であることから、数値目標よりも、まず、現状把握・見える化を優先に取り組むべきである。しかし、原案はかなり縛りのきつい内容になっており、締約国の賛同が得られにくいのではないかと。	御意見の趣旨について、現状把握等については個別目標Hで記述しているところとす。また、本提案では、各国、各地域、各組織の実態に応じて実施、適用することを前提としています。
	178 生物の輸入規制は現在感染症のエビデンスが示されたものからの規制がやっと始まったが、生物多様性の観点から輸入規制をする必要がある。それは生息地からの移動を禁止することである。	国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
	179 個別目標Dでは「生物多様性への脅威に対する対策を速やかに講じる」と記しているが遅すぎる。今、速やかに対策を講じた上で、「ポスト2010年目標日本提案(案)」では「これまで以上に対策を講じる」と記してほしい。	御意見の趣旨について、個別目標Dでは速やかな対策が必要な事項として整理しています。また、これまで以上の対策を講じることについては、例えば短期目標の③に「新たな活動を実践する」として記述しているところとす。
	180 個別目標Dについて、日本提案(案)は、生物多様性の損失要因への言及が不足している。個別目標Dにおいては、生物多様性に関する最大の脅威は、開発などの人間活動による危機であることが認識されていない。このことは、我が国の第3次生物多様性国家戦略で示した認識と矛盾している。	開発による生物多様性への影響については、個別目標Bにおいて記述しているところとす。本項目では、GBOを踏まえた生物多様性への脅威への対策として記述しているところとす。
	181 個別目標Dについて、「脅威に対する対策」を「脅威を削減・取り除く対策」と修文して内容をより明確かつ正確に示すべき。	個別目標Dでは、御意見にある脅威の削減・取り除く以外にも、水際的な取り組み、予防的措置等の様々な内容が考えられることから、幅広く読める記述としているところとす
4. 達成手法D1	182 達成手法D1のEx.に、「外来種駆除後の利用法(食用、肥料など)の開発」を追加する。	御意見の趣旨について、締約国間で制度等が異なることを踏まえ、原文のままとしていただきたいと思います。国内施策に関する御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
4. 達成手法D2	183 生物多様性と気候変動の国際条約は別であるが、生態系保全はCO2増加防止にも寄与するため、生物多様性と気候変動の相互関係を協調・周知徹底させるため、個別目標Dの文面内に相互の関係・重要性を記載する。	御意見の趣旨を踏まえ、達成手法D2 のEXIに以下を追加します ④気候変動枠組み条約等の生物多様性に関連する国際的枠組みと生物多様性条約の連携
	184 達成手法D2のEx.に、「気候変動の緩和に役立つ干潟や、沿岸河口域の植生などの保全」を追加する。	御意見の趣旨にある保全活動は個別目標Eにおいて記述しております。
	185 達成手法D2について、近海・沿岸漁業の振興は、食料自給率の向上を図るとともに、船舶の燃費の節減を通して、気候変動・温暖化緩和に大いに役立つ。	御意見の趣旨について、本項目では生物多様性の観点からの緩和・適応について整理していることから、本文のままとしていただきたいと思います。
	186 達成手法D2 Ex.への追加文章「③ 気候変動に伴う災害やヒートアイランド現象防止のための、沿岸域の植生保全、水源林の保全、都市緑化、回廊確保などの、、、」	御意見の趣旨については、本提案内の各個別目標に含まれる内容を適応策としても用いるものであることから、本文のままとしていただきたいと思います。
	187 達成手法D2について、生物多様性保全と調和の取れた気候変動対策を導入すべき。風力発電やバイオ燃料、太陽光発電等で絶滅危惧種等の保全に影響のある場合があるため。	御意見の趣旨について、適切な対策を講じる中では生物多様性保全と気候変動対策は調和が前提となることから、本文のままとしていただきたいと思います。
4. 達成手法D3	188 達成手法D3について、有害化学物質、その他汚染物質を～中略～影響を最小化する”は表現が強すぎるため“～ 影響を低減する”が妥当。(計4件)	「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(WSSD)において、「化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」ことが合意されており、我が国でも当該目標を達成するために、関連法の改正等による整備等具体的な取組を進めているところとす。達成手法D3については、当該目標を踏まえたものですので、本文のままの表現とすることが適当と考えます。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法D4	<p>189 「生物多様性を保全する＝生物多様性を生み出した自然な進化のプロセスを確保する」という観点に立てば、「種を絶滅させない」ということでは足りず、それらの種を回復させ、生態系におけるそれらの種の本来の役割を果たせるようにとすべきなので以下の通り修文されたい。</p> <p>達成手法D4 絶滅のおそれのある種を回復させる。 Ex. ①絶滅のおそれのある種を回復させるための計画制度、②捕獲殺傷・採取損傷の禁止、③国際取引の規制、④国際取引の規制の実効性を高めるための、および捕獲・採取規制を補完するための国内取引の規制 数値指標D4 国際レベルおよび各国内レベルのレッドリストに掲載された絶滅危惧種の数(実質的な種の状況の変化によると認められる掲載状況の変化のみ考慮する)、回復計画の立案数、回復計画全体に割り当てられた予算、回復計画の実施により回復が認められた種の数など</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、本項目に含まれていない以下について追加するものとしてします。</p> <p>EX ③国際及び国内取引の規制</p>
	<p>190 達成手法に明記する: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)を改正し、法律の目的に生物多様性の確保を明記する。</p>	<p>ご国際施策に関する意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
	<p>191 達成手法に明記: 絶滅に瀕する種の回復計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回復のための具体的な数値目標と年次計画を立てるとともに、定期的な見直しを行う。 ・回復事業の効果をはかるため個体数と生息状況の継続的なモニタリングを行う。 ・回復計画は生態学的な基礎データに基き、生息地の環境回復により重点をおく。 	<p>御意見の趣旨は基本的に本項目のEX②保護増殖の実施に含まれる内容と考えられます。なお、国内施策に関する御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>192 達成手法に明記: 絶滅のおそれのある動植物種の生息地を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅のおそれのある動植物の重要生息地リストを作成し、リストに掲載された地域の自主的な保全活動を支援する。 ・重要生息地リストのうち地域の合意が得られたものから生息地等保護区に指定する。 ・生息地等保護区の指定にあたっては土地買い取りに関する免税措置のみならず、重要生息地の土地所有者に対するインセンティブを検討する。 	<p>御意見の趣旨は基本的に本項目及び達成手法F2に含まれる内容と考えられますが、国内施策に関する御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>193 達成手法に明記: 絶滅のおそれのある地域個体群も対象とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国境を越えて生息する地域個体群についても対象とする。 ・種、個体群、保護区の指定、研究調査等のための体制の充実を図る。 	<p>御意見の趣旨は基本的に達成手法H1及びI4に含まれるものと考えますが、国内施策に関する御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>194 達成手法に明記: 絶滅のおそれのある移動性動物種についての国際的保護協定を締結する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボン条約加盟を促進する。 	<p>御意見の趣旨は基本的にI4に含まれるものと考えますが、国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
	<p>195 達成手法に明記: 公共事業によって引き起こされる種の絶滅を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関に対して種の存続に影響を与えないことを保証する実体的な義務を課すように法システムを整備する。 ・環境アセスメントにおける種の存続の保証を義務づける。 	<p>御意見の趣旨は基本的に達成手法B3に含まれるものと考えますが、国内施策に関する御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。</p>

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法D4	196 達成手法に明記：国際希少種の密輸入の阻止及び密輸された個体の保護 ・国内外における違法取引を阻止するため、専門委員会を設け、現地調査や実物確認などの監視を行うとともに、個体識別措置の義務づけを課す。 ・密輸された生きた個体を飼育あるいは原産国に返還する場合の個体の保護手続き規定を設ける。	御意見の趣旨は基本的に本項目に含まれるものと考えますが、国内施策に関する御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
	197 達成手法に明記：罰則の引き上げ ・種の保存法を改正し、罰則を最低でも特定外来生物法並みにする。 ・密輸の再犯率を低下させ、犯罪を抑止するため、罰則を大幅に引き上げる。 ・密輸された個体の保護・飼育・返還等にかかる費用を密輸犯に負担させる。	国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
	198 達成手法に明記：国際希少種の国内取引規制の強化 ・特に国内加工用原材料とされる条約対象種の取引を業とするものに対しては、輸入から小売に至るまでの流通経過を厳格に監視するための仕組みを大幅に強化する。 ・国内に生息するクマ類、クジラ類及びウミガメ類について、他法令に基づき適法に捕獲された個体及びそれから繁殖した個体に対して取引規制を適用除外する施行規則の規定を削除する。	国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
	199 達成手法に明記：国際協力 ・ワシントン条約対象種等、絶滅のおそれのある野生生物の輸入によって生じる海外の生息状況への負荷を調査研究する。 ・海外の絶滅危惧種の保全に対する人的・財政的支援を行う。	生物多様性にかかる国際協力(技術協力)についてはI3において記述しているところですが、国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
	200 数値指標D4として以下を提案 ・絶滅危惧種・個体群の数、個体数、生息環境等の実態調査 ・保護区の面積、保護回復事業計画の策定及び実施状況 ・種の個体数、生息状況への負荷が記載された環境アセスメントの実施数 ・各国における野生生物の密輸事犯数を減少させる目標設定 ・各国における通貨価値に見合う国際的処罰規定の設定 ・自国及び国際版レッドデータブック記載種の数減少させる目標設定 ・ワシントン条約付属書の各種のリストの削減目標の設定	御意見の趣旨について、指標としてのデータの得やすさ、評価のし易さ等を踏まえ、数値指標D1にないものを位置づけることは難しいと考えていますが、生物多様性に関する指標については検討中であり、今後の施策の参考とさせていただきます。
	201 達成手法Dに「生物多様性の劣化に大きな影響を与えている生息環境の劣化を軽減する(特に水田を含む湿地環境)」を、項目を立てて明記する。 また、Ex.以下を追加する； ・「近代化された水田の水路の非連続性及び非灌漑期の極度な乾燥化とそれに伴う絶滅危惧種の増加を抑制するための管理方法の提案」(計2件)	個別目標Dの各達成手法は、生物多様性の劣化防止に大きな効果のあるものとして記述しています。また、水田の管理に関する御意見の趣旨については、G2に含まれるものと考えます。
	202 達成手法D4のEx.に、「絶滅危惧種の生息地の開発事業計画等を、生態系の持続可能な事業へと見直す」を追加する。	御意見の趣旨は個別目標Bに含まれる達成手法を実施することにより対応可能と考えますので、本文のままとさせていただきたいと考えます。
	203 数値指標D4に、「生物多様性を基本に、見直された事業の数と生息地を確保された種の数」を追加する。	御意見の趣旨は個別目標Bに含まれる達成手法を実施することにより対応可能と考えますので、本文のままとさせていただきたいと考えます。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法D4	204 達成手法D4について生物多様性に対する脅威として、地形変更(ダム、堰、導水路、浚渫、埋立など)を明記し、その原則禁止(必要なものに限り許可)をはかる。絶滅危惧種に着目するだけでなく、50年前の普通種、30年前の普通種、10年前の普通種の変化をみて、生存基盤の危機を把握する。	御意見の趣旨について、本案を国際的に提案していくことを踏まえ、各締約国の状況を踏まえると原文のままとさせていただきたいと考えます。
4. 達成手法D その他	205 個別目標について、1)生物多様性保全と気候変動に対する取組みの連携の具体的手法及び2)生物多様性条約と気候変動枠組み条約の連携の達成手法を提示し、達成手法D2とそのExを上記の個別目標の達成手法等として移記とするとともに、Exとして「④脆弱な生態系における生物多様性保全と調和した手法による適応事業の実施」を加える。	御意見の趣旨を踏まえ、達成手法D2 EX ③に含まれない以下の内容を修正します。 Ex ③気候変動への適応のための脆弱な生態系における保全・再生の実施、回廊確保などの生態系ネットワークの構築
	206 以下のとおりさらに新たな達成手法、数値指標を追加する。 達成手法:生物多様性条約と気候変動枠組み条約の実施レベルでの調和を推進すること。 数値指標:生物多様性条約と気候変動枠組み条約を同時に扱う国際会議の開催数	御意見の趣旨を踏まえ、達成手法D2 のEXに以下を追加します ④気候変動枠組み条約等の生物多様性に関連する国際的枠組みと生物多様性条約の連携
	207 個別目標Dの達成手法として、「絶滅のおそれがある種について、2020年までに対策を構わずべきものを明確にし、絶滅を防ぐために必要な、その種の個体の生息域の保全を優先的に講じる。」と示すことが必要。現在の達成手法D1～D4などでは、多少でも取組を行えばよいことになり、手法として不十分。	中長期目標、短期目標を達成する上での個別目標を設定しており、各締約国の状況を踏まえながら必要な取組みを実施していくものと考えますので、原文のままとさせていただきたいと考えます。
4. 個別目標E	208 個々の生物種に特化した保全策のみで、常に生態系全体が保全されるわけではなく、重要なことは、つながりのある生態系の複合体を全体として保全することであるため、以下の通り修正されたい。 「個別目標E: 生態系およびそれらが複合したものの全体が保全される区域を広範に確保する。」	御意見の趣旨の通り、個別の生物種に特化した保全策のみで、常に生態系全体が保全されることはないと考えますが、生態系は本来複合的なものであり、御意見の趣旨は本項目に含まれるものと考えます。
	209 数値指標について、E1、E2、E5については、面積や数の絶対値が指標に選ばれている。しかし、指標は、必要性に対する割合が好ましい。全国が対象なので、必要性の算出は大変だと思うが、モデルケースなどを設定して、一部だけでも相対的な評価を導入すべきではないか。	生物多様性に関する指標については検討を進めているところであり、御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
	210 個別目標Eについて、生態系が保全される面積を拡大”では無条件で面積が拡大されていく表現であり、“地域性、経済性などを加味し、生態系が保全される面積を拡大”などの表現とすべき。(計4件)	生態系保全等の取組みを進めるに当たっては、基本的に地域との合意形成等を前提とするものであり、御意見の趣旨は本項目に含まれるものと考えます。
	211 個別目標Eについて「生態系が保全される面積を拡大する」という考え方を逆転し、「生態系は保全が原則、開発可能区域を定め、その面積を縮小する」に変える。	御意見の趣旨について、保全・持続可能な開発との本条約の目的を踏まえて、原文のままとさせていただきたいと考えます。
	212 個別目標Eについて、種に関する目標と生態系に関する目標はスケールが異なることであるから、以下の通り2つに分割すべき。また、「質」に関する指標を含むべき。「生物種を保全する」「重要な生態系が確実に保全される割合を拡大する」生物多様性の保全上重要な地域は、鳥類に関してIBAとしてほぼ全世界で情報が整備されていることから、この指標はすぐに世界規模で適応できる。	種に関する目標と生態系に関する目標は、実施しようとする活動により一概にスケールが異なるものではないと考えます。また、御意見の趣旨にある「質」の視点は重要であり、これについては達成手法E5に位置づけることにより達成していく考えです。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 個別目標E	213 個別目標Eについて、生物多様性の状況は「種」と「場所」の二つの観点で、量のみならず質も担保されなければならない。また、早急に着手すべき種及び場所を限定させることが、目標達成の実現性を担保するのに必要である。「生態系、経済及び文化にとって極めて重要な生物種の生息数を回復する。生物多様性の観点から傑出した価値を有する場所で、生物多様性が保全され適正に管理される。」	御意見の趣旨を踏まえ、達成手法E1を以下のように修正します。 ～適切な保護区の面積の拡大、管理の強化を図る。
	214 厳格な行為規制を核とした保護区制度と、地域内の合意形成、インセンティブを核とした管理システムとでは、目標とする保全価値の程度、対象区域、その効果の評価手法が相当異なることから、E1を二つに分けるよう、以下の通り修正されたい。 「達成手法E1 厳格な行為規制を伴う保護区の拡大 数値指標E1 保護区の面積・数、生態系のキーストーン種・アンブレラ種の生息域で保護地域に含まれない面積の減少、モニタリング手法の一部として開発された生物多様性評価指数の増加など 達成手法E2 厳格な行為規制を伴う保護区以外の区域において、地域の多様な主体が、伝統的・慣習的基盤のある地域においてはそれを尊重しつつ、自主的な合意形成により連携・協力し、生態系の保全を目標として計画的に管理するシステム作りと実践を促進する。 数値指標E2 地域の多様な主体が計画的に管理する区域の面積、保護区管理に伴う手続へ参加した主体の多彩さ、参加住民の数、モニタリング手法の一部として開発された生物多様性評価指数の増加など」	保護区制度には厳格な行為規制をによるものだけでなく、地域内の生物多様性の持続的な利用を前提としたものもあると考え、これを一律に管理システムとして表現することは適切でないと考えます。
4. 達成手法E1	215 達成手法E1について、国有地化、国の直接管理がベストの方向性かどうかの議論が欠如している。	国有地化、国の直接管理による保護区に加えて提案するものです。
	216 数値指標E1の保護区の面積・数について、生物多様性基本法案が成立したが、国民の関心は大変低い。目標の具体性が示されていないからだ。環境省が中心になり、地方自治体、NGOを含めて、各地域ごとの保全の具体的な目標を早急に定める必要がある。	国内施策に関する御意見の趣旨については今後の施策の参考とさせていただきます。なお、地域ごとの保全の具体的な目標を決めることは重要と考え、環境省では生物多様性地域戦略策定の手引きを作成し、地方自治体における戦略作りを支援しているところです。
	217 達成手法E1への追加文章「、、国の直接管理に加えて、地方公共団体による保護区指定を拡大し、地域の多様な主体と連携協力した、、	御意見の趣旨を踏まえて、達成手法E1のEx.に以下の内容を追加します。 ②地方自治体による保護区の指定
	218 数値指標E1について、保護地域の管理効果を評価する指標が求められる。保護地域の面積や数を拡大・増大させることは望ましいが、保護地域内の管理が問題化しているケースも多いことを踏まえ、保護地域の生物多様性を維持するための管理計画などの作成が求められる。「保護地域管理効果の評価地域数」などの、保護地域作業計画に組み込まれている指標を取り入れていく必要がある。	御意見の趣旨を踏まえて、達成手法E1 について以下の通り修正し、数値指標E1に以下のとおり追加します。 達成手法E1 適切な保護区の面積の拡大、管理の強化を図る 数値指標E1 単位面積当たりの管理に携わる人数
	219 達成手法E1について、科学的根拠に基づいた重要な生態系の特定とインベントリー化を進めるべき。例)IBAのリスト化	御意見の趣旨について、達成手法E5を進める中で対応していくものと考えます。
	220 数値指標E1について、保護区に関する国際目標に対しての国別達成率を数値指標として追記する。	御意見の趣旨について、各締約国の状況を踏まえて設定するものと考えます。

項目	意見要旨	対応の考え方
	<p>221 保護区への指定等、厳格な規制が可能だが広域的に措置することが難しい「達成手法E1」と、ランドスケープ単位でのソフトなゾーニングにより広域的に措置する「達成手法E3(原案ではE2)」とは、生態系保全手法の双璧であり、別の手法として明確に記述すべきであるので以下の通り修正されたい。</p> <p>「達成手法E3ランドスケープ単位で土地利用の計画的調整を行い、生態系およびそれらが複合したものの全体の自然なプロセスを維持する。</p> <p>Ex.①生態系のキーストーン種、アンブレラ種等の生息地間をつなぐ生物学的回廊(コリドー)の保全、生息地がすでに分断されている場合は遺伝的多様性の保全に留意しつつコリドーの創出により再連結を図ること、②陸域と海域の生態系間の相互作用確保をも視野に含めた河川流域の統合的管理、③渡り鳥、クジラ類等回遊性動物の回遊ルートの保全</p> <p>数値指標E3 土地利用の計画的調整が行われたランドスケープの区域面積、コリドーが確保された生息地面積など」</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえて、E2に含まれていない内容について以下のとおり修正します。なお、数値指標に関する御意見の趣旨については、本項目に含まれるものと考えています。</p> <p>生態系の分断及び縮小を解消し、生態系の健全性を確保するために、その連結ルートの設定や保護区の適切な配置により、生態系全体としての広域化・ネットワーク化を図る。</p>
	<p>222 生態系の広域化・ネットワーク化は重要であるが、自治体、企業、学校、NPO、個人がバラバラに生息・生育空間を整備しても、適切な広域化・ネットワーク化にならないため、各主体の連携の必要性と実施の旨を記載する。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえて、E2のEXに含まれていない内容について以下のとおり修正します。</p> <p>Ex ②流域内の関係主体の連携 ③国土、地域、市町村等の各レベルにおける関係主体の連携・調整を通じた回廊設置による生態系保全地域の連結</p>
4. 達成手法E2	<p>223 文章を一部修正し「分断された、及び／または、面積が縮小している生態系を修復するために、生態系間の連結ルートの復元、保護区の適切な配置・拡大により、エコロジカル・ネットワークを形成する。」とされたい。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、本項目に含まれていない以下について追加するものとしします。</p> <p>生態系の分断及び縮小を解消し、生態系の健全性を確保するために、その連結ルートの設定や保護区の適切な配置により、生態系全体としての広域化・ネットワーク化を図る。</p>
	<p>224 達成手法E2について 河川について言及があるが、ダムに関する言及をここに含めることができないか。</p>	<p>EX①での河川における～連続性の確保との記述は、ダムも含めた構造物への考え方も含めたものと考えます。</p>
	<p>225 達成手法E-2.(生態系の分断を解消するために、その連絡ルートの設定や保護区化の適切な配置により、生態系全体としての広域化・ネットワークを図る。)の、Exの①、③に、以下を追加;「既存ラムサール条約湿地の範囲を周辺水田まで拡大する取り組みを積極的に支援し、水田決議X.31を活かし、生物多様性を高める。</p> <p>数値指標;水田を含むラムサール条約湿地の数(計2件)</p>	<p>御意見の趣旨は基本的に本項目に含まれるものと考えますが、連続性の確保と生態系保全地域の連結に必ずしも水田を要件とするものではないと考えます。</p>
	<p>226 達成手法E2として、「〇〇生命流域」の設定をして、そこでの生態系破壊の禁止原則、必要なものに限定して開発許可を与える方式に変える。開発許可には公的第三者機関による影響評価制度を設け、行政主導型開発方式は行えないものとする。</p>	<p>国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
	<p>227 達成手法E2のEx①、②について、国内河川の多くは、堤防やスーパー堤防などの計画がある。これは、生物多様性にとって大きな問題である。少なくとも今後は、スーパー堤防に替えて河川流域に可能な範囲で、遊水池を設けたり、沿岸の住居は高床式住宅に替えるべきである。</p>	<p>国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法E3	228 数値目標E3について、森林の総面積や森林率とは、国別のことか？明確にする必要がある。	達成手法、Ex、数値指標については、必ずしも各国共通のものとして設定するのではなく、その実施、適用は各国、各組織の実態に応じた記述になると考えております。なお、数値指標は基本的には国別に把握されることになると考えています。
	229 数値目標E3について、森林に生息・生育する野生動植物の現存種数そのものをどのように把握するのかが書かれていない。森林に生息・生育する野生動植物の現存種数を解明することは少なくとも2020年までには不可能である。また野生動植物に限定する(微生物が含まれていないという理解となる)こと理由が書かれていない。	御指摘のように、森林に生息・生育する野生動植物の現存種数そのものを把握することは不可能ですが、当該数値指標は、限られた知見の中で最適な取組を進めようという趣旨であり、具体的には、我が国も参加する持続可能な森林経営の基準・指標であるモントリオール・プロセスに依拠して設定したものです。 (参考) モントリオール・プロセスのうち、該当する基準・指標は以下のとおりです。 criterion 1 Conservation of Biological Diversity 1.2 Species diversity 1.2.a number of native forest associated species
	230 数値指標E3について、自然林の縮小や分断が生物多様性の劣化を加速させていることから、森林についての目標は、森林の総面積や森林率よりも、自然林(天然林)面積とその連続性などを指標とすべきである。	国際的に森林減少や森林資源の劣化が生物多様性の損失に大きな影響を与えており、こうした問題に対応するため、森林資源の総量確保を生物多様性の保全の目標として示すことは重要と考えます。なお、国内においては、国土の約7割を占める森林が生物多様性の確保に重要な役割を果たしており、人工林、天然林を含め、立地条件等に応じた適切な森林の整備・保全を図っていくことが重要であると考えています。
	231 達成手法E3について、生物多様性に配慮した新規植林で求められる行動をより具体的に記載する。生態系保全を主たる目的とすることから、「特に保護価値の高い森林」についての行動を手法事例の中に盛り込む。「特に保護価値の高い森林を筆頭として、生物多様性に富むもしくは支える森林を適切に整備・保全すると共に、生物多様性の観点からゾーニングと樹種を決定する新規植林を行うことにより、森林面積の減少や森林資源の劣化傾向を抑止し、回復させる」	「特に保護価値の高い森林」の考え方や、生物多様性に配慮した樹種の選定については、国や地域ごとに判断されることから、ここでは一般的な記述としております。
	232 数値指標E3について、生物多様性のためには、質が反映される数値指標でなければならない。生物多様性が基準に組み込まれた認証制度(FSC等で認証された面積等)を数値指標に活用すべき。	民間が独自の基準に基づき森林経営の持続可能性を認証する森林認証については、生物多様性の保全を進めていく上で重要な役割を果たしていると認識しています。一方、国際的には認証を取得する森林や事業体は欧米を中心とする先進国が先んじており、日本が提案する各国の数値指標として設けることは困難な面があります。
4. 達成手法E4	233 都市部といえども外来種や移入種、園芸種に偏る緑化は好ましくなく、地域生態系に配慮をすべきと考えるため「都市地域における緑地面積の」を「都市地域における地域生態系に配慮した緑地面積の」に修正されたい。	御意見の趣旨は新項目E6に含まれるものと考えます。
	234 達成手法E4のEx③を「海底の汚泥除去」に変更されたい。覆砂はおおむね効果が3年以内の対症療法であり、長期的な生態系保全に寄与しないため。	港湾事業にて浚渫土砂を活用した汚泥上への覆砂を行っていますが、海底に堆積した汚泥からの栄養塩の溶出を抑制することを目的としており、海底の汚泥除去と同様の効果を見込めるものです。また、覆砂事業により、底質改善や生物種増加の効果が長期的に維持されている事例もあります。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法E4	<p>235 達成手法E4、Ex.、数値指標E4のうち都市地域の緑地に関する事項を切り離し、新たに以下の達成手法E6、Ex.、数値指標E6を設ける。 達成手法E6: 都市域における緑地面積の拡大、生息地の創出を進めるとともに、生態系ネットワークを構築するなど、生物多様性保全を都市計画に組み込むこと。 Ex.: ①都市における緑地や生息地の保全・創出・緑化推進 ②都市における生態系ネットワークの構築 ③都市緑地の生物多様性モニタリング ④生物多様性保全を組み込んだ都市計画の策定 ⑤ミティゲーションの導入 数値指標E6: 都市における緑地の面積、創出された生息地の面積、都市に生息する種の多様性、生物多様性保全を組み込んだ都市計画の策定数</p>	<p>E4のうち都市地域の緑地に関する事項を切り離すという御意見を踏まえ、「都市地域における生物多様性を配慮した緑地面積の拡大及び生物の生息生育空間の創出を進める。」と修正した上で、達成手法E6、Ex.及び数値指標E6を追加します。 なお、都市計画に関する御意見の趣旨はA1に、ミティゲーションに関する御意見の趣旨はB3に含まれているものと考えます。 その他の事項につきましては今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
	<p>236 達成手法E4のEx.について、都市の緑地面積が指標とされれば、各地域の特性(緑化に適・不適)や経済性が十分に考慮されないことも懸念される。(計4件)</p>	<p>御意見の趣旨は新項目E6に含まれるものと考えます。</p>
	<p>237 日本提案には“都市の緑化(達成手法E4)”といった表現が含まれている。確かに、日本では、“都市の緑化”や“都市の生物多様性”といった言葉が使われているが、生物多様性という言葉は自然の生物多様性に対して使われるべき言葉であり、日本社会で広まりつつある表現は不相当であり、いかにも人工的に生物多様性が創造できるかのような印象を与えかねない。都市の緑化を生物多様性と安易に結びつけることは、極めて危険であり、適切とはいえない。</p>	<p>都市においても緑地の量を増やすことは生物多様性保全に向けた取組として行うべきことの一つであり、全く配慮しないことは適切とは考えられないので、この表現は適切と考えます。</p>
	<p>238 達成手法E4として、都市住民の農山村漁村への感謝を形にする(水源涵養税など)制度の導入をはかる。</p>	<p>御意見のご趣旨は「生態系サービスの恩恵を享受するための仕組みを整備する」という個別目標Fで実現を図るものと理解しております。このため、いただいた御意見の趣旨を踏まえて、達成手法F2のEx①を次のように修文いたします。 ①森林環境税、各種募金や協力金などの生態系サービスに対する支払いの仕組みの普及</p>
	<p>239 達成手法E4への追加文章「都市地域においては、地方公共団体と連携協力し、その活動促進を通して、緑地面積の拡大、排水の適切な、、、」</p>	<p>御意見の趣旨はA2及び新項目E6に含まれるものと考えます。</p>
	<p>240 達成手法E4について、湿地や河川、海岸、沿岸は保護地域化を進めることが先決である。日本自然保護協会がまとめた「植物群落レッドデータブック」では、水辺の植物群落が危機に瀕していることが指摘されたが、湿地や河川、海岸、沿岸の保護地域化が立ち遅れている現状がある。このため湿地や河川、サンゴ礁・島嶼を含む海岸・沿岸の保全には、数値指標に挙げられている湿地・サンゴ礁の回復や藻場・干潟の創出よりも、現存する湿地等の保全を最優先とし、保護地域化を進めるべきである。</p>	<p>湿地等の保全については、達成手法E5において「湿地、サンゴ礁、島嶼の保全・再生活動を重点的に行う」と記載しています。</p>
	<p>241 達成手法E4について、「水質改善」を「水質改善と生息域の保全」に、「緑地面積の拡大」を「緑地面積の拡大と樹種の多様化」に、「河川における水質改善」を「河川とその集水域における水質浄化機能の向上」に置き換える。水質だけが改善されても生息域が保全されなければ生物は次世代を残せない。面積だけではなく樹種の多様性も重要。水質改善のためには、河川内、湖沼内のみの対策では不十分。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、達成手法E4を以下の通り修正します。 排水の適切な処理機能の強化、海域・河川・湖沼及び流域における水質改善対策の実施 なお、生息域の保全については、B2及びE2に含まれるものと考えます。また、緑地部分についての御意見の趣旨は、新項目E6に含まれるものと考えます。</p>

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法E5	242 数値目標E5について脆弱な生態系がすべて陸海水に関わる生態系に限られており、乾燥地域が含まれていないのは偏狭であるので、追記すべきである。	御意見の趣旨について、脆弱な生態系は乾燥地域にもあると考えますが、EXIには我が国の先進事例を取り上げるとの趣旨から数値指標E%は達成手法E5に掲げたものを踏まえたものです。
	243 達成手法E-5.(生態系の維持のために重要だが、環境変化に脆弱な生態系、特に湿地、サンゴ礁、島嶼の保全・再生活動を重点的に行う。)の、Ex.の①に以下を追加;「水田に注目した新たなラムサール条約湿地の登録をめざし、水田決議X.31を活かした生物多様性向上の事例とする。(計2件)	水田の利用については、達成手法D1、D2で記載されており、そこで示されている手法において対応可能な内容であると考えています。
	244 達成手法E5のEx.に「珊瑚礁・湿地・藻場・干潟等の保全・再生の推進」とあるが、珊瑚礁のみを例に取ってみても現状の把握もできていない。まずは現状の把握から始めることが様々な生態系において必須であると思われる。	御意見の趣旨の通り、現状把握は重要と認識し、個別目標Hに記述しています。
	245 サンゴに限らず再生と書かれている部分は、いったいどの程度確実な技術を用いる予定なのか。生態系や個別の地域などを挙げてその内容を示してほしい。	御意見の趣旨について、自然再生に関する取り組みは、対象とする生態系の特性、自然の復元力や生態系の微妙な均衡を踏まえ、かつ科学的知見に基づき順応的に進めることが必要と考えます。
	246 「回復されたサンゴ礁の面積」と書かれても、現状把握ができず、どのように再生させるのかもわからなければできるとは到底思えず、具体的に用いる言葉の定義を再度し直す必要がある。	御意見の趣旨について、個別の自然再生の取り組みの中で現状把握し、対象とするサンゴ礁の特性、自然の復元力や生態系の微妙な均衡を踏まえ、かつ科学的知見に基づき順応的に進めるものと考えます。
	247 そもそも「回復された」という言葉の定義自体が曖昧であり、「共通の認識」が持てない。	御意見の趣旨について、回復された状態は当該地域の自然環境等を踏まえて一律ではないと考えます。
	248 達成手法E5として内湾、浅海域からみた、「生命流域」の指定、ラムサール条約湿地をその属する生命流域への拡大をはかる。	御意見の趣旨を踏まえ、達成手法E2のEXIに②として以下を追加し、原文の②以降を順次後ろにずらすものとします。 ②流域内の関係主体の連携
	249 達成目標E5について、最近湿地、サンゴ礁、藻場・干潟の役割が益々重要になってきた。しかし、こうした環境は、各地で公共事業による開発で危険にひん死している。こうした開発から守るためには、「湿地保全法」の制定など法的保護を検討すべきである。	国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
	250 数値目標E5について、国際的に重要な湿地500を中心にして、可能な限り早急に登録数を大幅に増やすべきである。2020年目標でせめて100箇所の登録を、2012年の11回締約国会議までには、20箇所の登録を実現すべきである。	国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法E5	<p>251 達成手法E5に以下を追加されたい。 ①海洋保護区の適切な設定を行う。面積だけでなく、箇所数も検討する。質の指標も作成する。 ②国際的な基準に照らして、既存の日本の海洋保護区的な海域を位置付けなおす。 ③日本型海洋保護区の議論を、国内で強化する。国際的な場での認知がなされる理念、実績、データ、ビジョンづくりを行う。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、達成手法E1及びEXについて以下の内容を修正します。 <u>陸域及び海域における生態系保全の手法として、～</u> <u>陸域及び海域における地域の多様な主体と連携・協力する～</u> なお、海洋基本計画では「生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用のための一つ的手段として、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する。」とされており、現在、内閣官房総合海洋政策本部が中心となって検討中です。</p>
	<p>252 数値目標E5に 海鳥の繁殖地の数を追加する。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、数値指標E5に以下を追加します。 <u>指標種の生息数</u></p>
	<p>253 数値目標E5について、数値目標に「シギチドリ類の変化(減少)率指数」が使い、これを入れるべき。本種は湿地・海洋沿岸域の食物連鎖、生態系ピラミッドの上位であり、沿岸域生物多様性の指標となる。シギチドリがもっとも経年変化の数値データが明確にされており、これほど適当な生物種群は他にはない。この結果を使わなければ、何のためにモニタリングをしているのか意味がない。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、数値指標E5に以下を追加します。 <u>指標種の生息数</u></p>
	<p>254 数値指標E5について、「ラムサール条約登録湿地の数および面積」とする。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえて、数値指標E5を以下のように修正します。 <u>ラムサール条約登録湿地の数及び面積</u></p>
4. 達成手法E その他	<p>255 達成手法E1のEx.に、「一般、特に農林水産業における保護区への理解を広げる」を追加する。</p>	<p>御意見の趣旨について、EXでは、地域の多様な主体と連携・協力することを内容として含んでおり、この中には御意見の趣旨も含まれていると考えます。</p>
	<p>256 達成手法E1に「自然公園、野生生物保護区などの自然保護区の保護管理を充実する」という新規目標を設定する。数値指標の事例としては、自然保護区における希少生物種数、1自然保護区当たりの管理費、レンジャー数などが考えられる。開発途上国では保護区が「ペーパー保護区」であったり保護管理費や人材等の不足により自然が喪失・劣化している。既に設定されている自然保護区の管理強化は極めて重要な施策である。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえて、達成手法E1 について以下の通り修正し、数値指標E1に以下のとおり追加します。 達成手法E1 <u>適切な保護区の面積の拡大、管理の強化を図る</u> 数値指標E1 <u>単位面積当たりの管理に携わる人数</u></p>

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法E その他	257 達成手法Eでは、陸域にも海域にも当てはまる内容が多いが、今後、対策を加速させる必要がある海域に積極的に取り組む方針を達成手法として「海洋保護区の設定と管理を促進する」などとして表現すべき。	御意見の趣旨を踏まえ、達成手法E1及びEXIについて以下の内容を修正します。 陸域及び海域における生態系保全の手法として、～ 陸域及び海域における地域の多様な主体と連携・協力する～ なお、海洋基本計画では「生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用のための一つの手段として、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する。」とされており、現在、内閣官房総合海洋政策本部が中心となって検討中です。
	258 達成手法Eについて、以下を付け加える。 「E6 国を越えた海洋保護区ネットワークの推進」水産資源が重要な食料源である日本にとって、地球規模での海洋生物多様性保全は将来の世代のために不可欠。特に、高度回遊性の魚種などの保全・管理のためには国の管轄外における海洋環境への日本の貢献が必須。	本提案では我が国における先進事例に含まれる内容を記述しており、御意見の趣旨についてはその具体的取り組みがないため提案には取り入れていません。
4. 個別目標F	259 「生態系サービス」という言葉の中に、すでに「恩恵」が含まれているので、「生態系サービスの恩恵を享受するための仕組み」を「生態系サービスを将来にわたって持続的に享受できるようにするための仕組み」に修正されたい。	御意見の趣旨を踏まえ、個別目標Fについて以下の通り修正します。なお、生態系サービスは人が享受することによって恩恵となるものと考えます。 生態系サービスの恩恵を持続的に享受するための仕組みを整備し、～
	260 個別目標Fについて、「生態系サービスの恩恵を享受するための仕組み」を「人がその輪の中で生かされている生態系を破壊しないための仕組み」に代える。達成手法F3として里山をも包摂する概念である「生命流域イニシアチブ」の提唱を入れ、持続的な流域内自給を促進させる「生命流域認証」制度をつくる。	個別目標Fについては、「生態系サービスの恩恵を持続的に享受する」と修正することとしており、御意見の趣旨についてはこれを実現する中で達成されるものと考えます。また、F3に関する御指摘について、流域内自給を実現するためには様々な条件をクリアしていくことが必要と考えられ、本提案では二次的自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するSATOYAMAイニシアティブを位置付けることとしたいと考えます。
	261 個別目標Fについて、“生態系サービスの恩恵を享受するための仕組み”の表記は、生態系サービスの性質（＝仕組みの有無に関係なく現に自然に享受してきている）を考えると表現が不適切である。“生態系サービスを将来にわたって継続的に享受できるよう、生物多様性を保全し持続可能に利用するための仕組み”などとすべきである。	御意見の趣旨を踏まえて、個別目標Fを以下のとおり修正します。 生態系サービスの恩恵を持続的に享受するための仕組みを整備し～
	262 個別目標Fについて、生態系サービスへの対策についての表現を、中長期の目標および短期の目標に対応させるため、「生態系サービスの恩恵を享受するための仕組みを整備し」を「生態系サービスを維持・改善するための仕組みを整備し」と修文。生態系サービスとは生態系から受ける恩恵のことであり、恩恵はそもそも享受することを含意しているから、「恩恵を享受し」は不要。また、生態系サービスは「維持」するだけでなく「改善」も重要であることから、目標に明記すべき。	個別目標Fについては、「生態系サービスの恩恵を持続的に享受する」と修正することとしており、御意見の趣旨については基本的にこの中に含まれるものと考えます。なお、生態系サービスは人が享受することによって恩恵となるものと考えます。
	263 個別目標Fについて、生態系サービスの価値についての正当な評価こそ、人類に対するインパクトに関係する事柄としてまず目指さなければならないことであり、それを行動に反映させることを目標として掲げるべき。「生態系サービスが提供する価値に対する評価方法を確率し、政策や経済活動に反映させることで、特に重要なサービスを提供している生態系を2010年の水準より悪化させない。」	御意見の趣旨について、生態系サービスの価値の評価は基本的に本項目に含まれるものと考えますが、こうした様々な個別目標を達成する中で、短期目標及び中長期目標において年次を示しながら生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする（中長期目標）として設定しているものです。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法F1	264 精神的・文化的価値などは馴染むことなく計れないため、「これらの手法になじまない」を「これらの手法では計りえない」に修正されたい。	御意見の精神的・文化的価値についての数値化は難しいとの御意見であると考えますが、これらは必ずしも計り得ないものとは考えないため、原文のままとしていただきたいと思います。
	265 東南アジア諸国のオイルパーム農園は生物多様性の見地からは批判される傾向にあるが、経済合理性と生物多様性を配慮した“将来像”を設定し、当諸国の経済発展の1要素となるよう、日本は理論的支援をすべきである。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
	266 達成手法F1のEx.、数値指標について、TEEBを日本提案の日本の目標とすべきかどうかは慎重な議論を要する。TEEBは、デファクトスタンダードとなりつつある。しかしながら、この欧州発信の評価結果が、CBD締約国全体にとって、適切なものかどうか。また特に、生態系についての経済評価のみが過大評価されるべきではない。生物多様性は、生態系以外にも、種と遺伝子の多様性も、その構成要素であることは、繰り返し強調されるべきことである。	御意見の趣旨について、TEEBは現段階で検討中であることを踏まえた上でも、参考となる取組であると考えますが、検討状況の把握と関係者との意見交換を進めていくことが重要と考えます。また、生態系サービスの価値の把握・評価になじまない精神的・文化的価値があることにも留意しその旨記述しているところです。生物多様性においては、生態系以外にも重要な構成要素であることは、本提案全体を通じて示していると考えています。
	267 達成手法F1について、生物多様性・生態系サービスの精神的・文化的価値を評価や意思決定に組み込む仕組みが必要である。生物多様性及び生態系サービスの価値を自然科学、人文社会科学双方から得られる知識に基づいて、地域で育まれた精神的・文化的価値を含めた把握・評価に努めることは重要であるが、達成手法F1にあるような、その理解を深めるだけでなく、土地利用や開発の際の評価や意思決定に組み込む仕組みを構築すべきである。	生物多様性の文化的側面が重要であることを踏まえ、達成手法F3を、「～生態系サービスの恩恵を享受するとともにその保全を図るための活動を生物多様性の保全に貢献してきた文化や精神的側面を尊重しつつ更に発展させる。」と修正することとしています。 また、御意見の趣旨にあるような意志決定への組み込みについては、各地域における生物多様性及び生態系サービスの精神的・文化的価値の側面を踏まえることによることが考えられます。
268 達成手法F1のEx.に「文化における生物多様性の役割の評価とその啓発」を含める。生態系サービスの経済的な評価については、Ex.に言及があるが、精神的・文化的な価値についてはEx.には示されていない。生物多様性が精神や文化の発達に大きな役割を果たしてきたことは様々な面から研究されているが、依然として理解は不十分であり、その重要性の理解と啓発は生物多様性保全への合意形成に重要。	御意見のとおり、生物多様性と精神や文化は大きな関わりがあると考えています。しかし、Exは、具体的に進められており、他国での実施が推奨される施策などを記載することとしているところ、生態系サービスの精神的、文化的な価値を評価、測定する確かな手法は十分に確立されていないため、御指摘の点に該当する手法を今回我が国から提示することは困難であると認識しております。	
4. 達成手法F2	269 「仕組みの検討を推進する」を「仕組みを推進する」に修正されたい。検討だけでは弱すぎるため。	御意見の趣旨を踏まえて、達成手法F2に含まれていない内容について、以下のとおり修正します。 仕組みを検討し、推進する。
	270 達成手法F2の「①森林環境税などの生態系サービスに対する支払いの仕組の普及」を削除されたい。「森林環境税」という言葉は、グローバルな知名度、評価が定まっておらず、我が国においても課題がある現状においては、例示としてであっても、安易に記載すべきではない。(計2件)	森林環境税は、多くの都道府県で既に導入され、実施されているという実態を踏まえたものであり、その限りで我が国から他国に発信していくべきものと考えています。
	271 達成手法F2 Ex. ①森林環境税などの生態系サービスに対する支払いの仕組の普及森林環境税については、用途の確認に関して課題がある現状においては、例示としてであっても、安易に記載すべきではない。グローバルな知名度や評価も不確定である。 記述するなら“森林保全を目的とした地域住民等の負担”などもう少し幅広く考えられるような表現が適切と考える。(計3件)	森林環境税は、多くの都道府県で既に導入され、実施されているという実態を踏まえたものであり、その限りで我が国から他国に発信していくべきものと考えています。もう少し幅広くとらえるべきとの指摘も踏まえ以下のとおり追加します。 ①森林環境税、各種基金や協力金などの・・

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法F2	272 達成手法F2、Ex.②、③の後に、以下を追加し、④を⑤とする。 ④SATOYAMAイニシアティブにおける、前述②、③の国際的な推進 国レベルで②、③を進めるとともに、SATOYAMAイニシアティブにより行われる 世界的な知見の収集・能力向上等の協力のもとこれらの活動が推進されるよ うSATOYAMAイニシアティブについても例示すべき	御意見の趣旨を踏まえ、F2のEXに以下のとおり追加します。 ⑤SATOYAMAイニシアティブによる生態系サービス維持のための活動の推進
	273 達成手法F2への追加文章「地方公共団体間の連携等、幅広い主体が生態系 サービス維持のために、、、」	御意見の趣旨は本項目に含まれるものと考えます。
	274 達成手法F2 Exへの追加文章「① 都市部および農山村部自治体の連携に よる生態系保全に資する共同活動や、森林環境税などの、、、」	御意見の趣旨はF2 EX ③ に含まれるものと考えます。
	275 達成手法F2のEx.に「緑の募金」等の仕組の普及」を追記する。「森林環境 税」は行政が制度化しなくては取り組みができない制度であるが、「緑の募金」 は民間が主体となって呼びかけを行うこともできる仕組みであることから、「幅 広い主体」が協力・貢献する仕組みとしては、「緑の募金」の方が弾力的に活 用できる仕組みであることから、「緑の募金」の仕組みも記述することが賢明で あると考えられる。	御意見の趣旨を踏まえて、F2 EX ①に含まれていない以下の内容を修正します ①森林環境税、各種募金や協力金などの・・・
	276 達成手法F2のEx.「④森林保全に対する企業の自主的な貢献活動」を、「④森 林保全に対する企業やNPO等の自主的な貢献活動」に変更する。全国でNPO 等による森づくり活動は2,400団体を超え、生物多様性保全に向けては、効果 的な取り組みがなされているところであり、NPO等の取り組みも追加すべきで あると考えられる。	御意見の主を踏まえて、F2 EX ④に含まれていない以下の内容を修正します。 ④森林保全に対する企業やNPO等の自主的な貢献活動
4. 達成手法F3	277 オーバーユースやエコツーリズムなどに名をかりただけのものも多いため「エコ ツーリズム・グリーンツーリズム」を「質の確保されたエコツーリズム・・」に修文 されたい。	達成手法F3は、持続可能な利用を前提としたものであり、御意見の趣旨のような 名を借りただけの「エコツーリズム・グリーンツーリズム」は対象としておらず、御 意見の趣旨は本項に含まれると考えます。
	278 達成手法F3のEx.について SATOYAMAイニシアティブは日本に限定された取 り組みであり、例として不適で、削除すべきである。	SATOYAMAイニシアティブは世界各地での自然資源の持続可能な利用・管理を 推進し、生物多様性の保全と持続可能な利用を世界に向けて発信していくもので あり日本に限定した取り組みではありません。
	279 達成手法F-3(二次的自然環境の維持可能な利用など、生態系サービスの恩 恵を享受するとともにその保全を図るための活動を更に促進させる。)の、Ex. に以下を追加する;「ラムサール水田決議X.31」を活かした施策の実施。(計2 件)	御意見の趣旨は基本的に本項目に含まれるものと考えますが、SATOYAMAイニ シアティブやエコツーリズム等は必ずしも水田を要件とするものではないと考えます。
4. 個別目標G	280 行動の主体たる政府、企業、市民、NGOの目標・行動計画ももっと具体的に取 り入れるべきと思う。特に個別目標G において企業や消費者の位置づけが明 確でないと思われる。	本提案は行動志向的で具体的であることを目指して作られています。御指摘の通り、 主体ごとの取組が可能な限り具体的に記述されることは重要であり、A1で網 羅的に記述するとともに、様々な目標における政府、A2の自治体、A3の住民・消 費者、F2の企業など適切な箇所に様々な主体の取組が記述されています。
	281 個別目標Gについて単に伝統的知識を保護することには意味がない。地域社 会の文脈の中で、社会経済と生物多様性が両立する形で生物多様性の保全 に伝統的知識を活用する、地域住民の利益・権利を守る、地域のガバナンス やエンパワメントを重視するといった「社会的公正(Equity)」の理念や「補完性 (subsidiarity)」の原則を踏まえた表現に修正すべき。	生物多様性条約では、「伝統的知識」という言葉は、生物多様性の保全及び持続 可能な利用等に関連して位置づけられており、その保護を図るという個別目標を 掲げることは意味があるものと考えています。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 個別目標G	282 伝統的知識の保護とABSを別の目標とする。どちらも重要な問題であり、個別の目標とすることは、必須である。特に、伝統的知識をABSのメカニズムと結びつけるかどうかは、現在、締約国間で合意に至っていない。(伝統的知識とABSを別の目標とした上で) Traditional knowledge of the用語をtraditional knowledge associated with genetic resources of indigenous and local communitiesとする。	御指摘のとおり「伝統的知識の保護」とABSはどちらも重要な問題だと考えています。ただし、他の個別分野の範囲の大きさを考慮すると、伝統的知識の保護は、個別目標Gの中で扱うのが適切だと考えています。
	283 個別目標Gについて、「伝統的知識の保護」は重要な目標であるが、「ABS」とは並列的な目標とすべきではなく、別項目とするか、あるいは、削除すべきである。本個別目標Gでは、達成手法および数値指標が3つあげられているが、いずれもABSに関連する項目であり、「伝統的知識の保護」に関する達成手法・数値指標はあがっていない。具体的な達成手法・数値指標がない目標を同じ個別目標に置くことは、かえって誤解を招く可能性があると考えます。	御指摘のとおり「伝統的知識の保護」とABSは同じ問題ではありません。ただし「伝統的知識」は生物多様性条約でも記述されており、本提案で位置づけられることが必要と考えております。その記述場所については、御指摘のとおり達成手法、数値指標は挙げておらずABSと別項目とすることは不適切であると考えています。
	284 個別目標Gについて、ITPGR(食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約)が対象とする遺伝資源のABSについては、このGから除外されると解すべき。食料及び農業のための植物遺伝資源については、CBDと相補的関係を保ちつつも別途解決を求めるとされること、遺伝資源を巡る国際好評の展開は交渉の場に左右されることから、同条約の対象となる遺伝資源のABSについてはITPGRの締約国会議で議論されることが適当である。	本提案は、生物多様性条約以外の条約の固有の分野に対してインプットする性格のものではなく、御意見のとおりITPGRが対象とする遺伝資源のABSについては、このGから除外されると考えています。御意見の趣旨は、明確になっていると考えています。
4. 達成手法G2	285 数値指標G2についてセミナーの件数に指標的価値があることには全く根拠がないので、削除すべきである。	伝統的知識やABSに関する意識啓発を進める上で、セミナー等の開催件数は有効な指標になると考えています。
	286 数値指標G2に「ボン・ガイドラインの普及」を加える。同ガイドラインは、CBDにて正式に採択済のガイドラインである。正式に採択されたガイドラインであるため、締約国が参照すべき、また、ポスト2010年目標においても優先的に記述されるべきものである。	御指摘のとおり、ボン・ガイドラインはCBDで正式に決定されたものではありませんが、現在ABSに関する国際的枠組みが議論されているところであり、その議論の動向を見守る必要があると考えています。
4. 達成手法G その他	287 達成手法Gとして以下を追加されたい。「日本国内における伝統的知識、ローカル・エコロジカル・ナレッジの調査、整理を実施し、継承の仕組みをつくる。」	御指摘の趣旨は、今後の国内施策としては重要だと考えておりますが、本提案は、我が国で実績があり、他国へ推奨できる手法を中心に整理しており、記述は難しいと考えております。
	288 個別目標Gに「伝統的知識の保護」とあるが、達成手法に具体的な記述がない。達成手法Gに「伝統的な生きものや生態系へのまなざしの発掘と再評価を行う」を追加する。 途上国では、豊かな生きもの語りはまだ健在です。科学だけが武器ではありません。	伝統的知識の保護は生物多様性条約に位置づけられており、重要なものと認識しております。御指摘の視点は大切だと考えておりますが、この「達成手法」は、実績があり、今後の各国での実施が推奨できる具体的な手法を記載しており、「伝統的な生きものや生態系へのまなざしの発掘と再評価を行う」ことについては、現時点で十分な認識や取組がなされているとは言い難く、達成手法として提示することは困難だと考えています。
4. 個別目標H	289 個別目標Hについて、科学の役割に関することを整理する必要があると同時に、モニタリングと状態の認識・理解の促進は質的に異なるものであるため以下の通り二つに分割する「地球規模で、生物多様性及び生態系サービスの状態を科学的に把握、分析、評価する」(「把握」、「分析」、「評価」など、科学的役割)。「生物多様性及び生態系サービスの価値、状態、重要性に対する認識と理解を広め、様々な主体の行動や、政策に反映させる」(科学的プロセスの成果の活用)。	本項目は、「状態の把握」「その結果の分析評価」「認識の拡大と理解促進」までのプロセスを踏まえた提案です。御意見の趣旨にある成果の活用はH以外の項目で対応しているところです。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法H1	290 生物多様性の現状把握のみでなく、多様性減少の原因を分析することを目標に加えるべきである。原因が把握できずに具体的対策を講じることはできない。	御意見の趣旨について、個別目標H1には現状把握のみならず分析評価も含まれています。また、これについては達成手法H1において、生物多様性の状態を的確に把握する中に含まれています。
	291 達成手法H1のEx.④は国内の取り組みであり、例示しても国際的には何を言いたいのか理解されないので、削除すべきである。	御意見の趣旨について、生物多様性の状態を把握するためにはいずれも必要な調査と考えており、国際的に提案する際の表現に配慮します。
	292 達成手法H1について、例として4項目を挙げているが、これらに加えて「既存の研究 成果の集約とインベントリー」を含める必要がある。また、研究予算としては確保しにくい「長期モニタリングのための安定的財源の確保をめざす」内容の言葉を入れるべきではないか。 我が国では生物多様性に関する個別的な研究成果が蓄積されている。新たなモニタリングを行うことも必要だが、既存の成果を取りまとめることのほうが、より重要と考える。	御意見の趣旨について、本提案では我が国における先進的な取り組みを取り上げているものです。既存の研究成果の集約とインベントリーは生物多様性の状態等を把握するためには重要な取り組みですが、本提案の趣旨を踏まえて取り入れていないところです。
	293 達成手法H1について、様々な主体から得られたデータをもとに、有効な指標の開発と保全施策への活用を進めるべきである。生物多様性の損失を止めるためには多様性の状況と変化を把握することが不可欠である。科学的な指標は、森林面積や種の保全状況など生物多様性の構成要素のみならず、森・川・海といった異なった生態系間の連続性、生態系機能に着目して作成することや、景観レベルから遺伝子レベルまでの多様性をなす要素、機能、構造を十分に評価可能な概念的枠組みと指標群を開発することが望ましい。 また、日本提案(案)では、総じて生物多様性の状況と変化を把握するモニタリングやデータ収集をどのように実現していくかについての戦略に関する記述が、非常に不足している。既存の市民モニタリング等のデータだけでなく、全国で実施されている自然観察会の記録や、環境影響評価のデータ、博物館の標本データなど、様々な主体から生物多様性の情報を収集し、そのデータを生物多様性の保全施策に活用していくことが有効であり、そのためには、市民やNGOが地域の自然の変化をモニタリングした成果を、科学的な指標にフィードバックする仕組みを構築する必要がある。	御意見の趣旨を踏まえて、H1のEXに⑤及び⑥として以下を追加します。また、生物多様性を評価する指標については、現在その検討を進めており、御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。 ⑤GTI(世界分類学イニシアティブ)のための人材育成 ⑥市民による継続的なモニタリングの活用
	294 達成手法H1のExに「市民参加のモニタリングを推進」を追加する。普及啓発の効果と一部の研究者では達成できない幅広いデータの収集ができる。	御意見の趣旨を踏まえて、達成手法H1 EX に含まれていない以下の内容を追加します。 達成手法H1 EX ⑥市民による継続的なモニタリングの活用
295 達成手法H1に、「①日常生活の中や仕事の中で、生きものを把握する簡便な観察方法を普及する。」を入れる。もっとカネのかからない、地域でできるモニタリングが望まれているため。 モニタリングとは、生きものへのまなざしを豊にするものであるべき。	御意見の趣旨を踏まえて、達成手法H1 EX に含まれていない以下の内容を追加します。 達成手法H1 EX ⑥市民による継続的なモニタリングの活用	
4. 達成手法H3	296 達成手法H3を「生物多様性の把握が十分でなかった領域において情報収集と研究を推進する。」に変更されたい。このような分野においては、研究が少ないため、情報が不十分であるため。	御意見の趣旨を踏まえて、本項目に含まれていない以下について追加するものとします。 ～情報収集と研究を推進する。
	297 達成手法H3例として海洋における情報収集技術の開発と調査の推進を挙げているが、不十分。対象が海洋だけなのはおかしい。他にも、生物多様性の豊かさにかかわらず研究が進んでいない熱帯林や、土壌生態系、淡水域などを 含める必要がある。とくに発展途上国、中国内陸西部、ロシア・シベリアや極東地域について、情報不足は深刻である。これらの生態系は重要であるにもかかわらず未探索であったり、脆弱性が高いなどの理由で生物多様性の現状把握調査の優先順位が高い。	生物多様性の状況把握が不十分な領域は、御意見の趣旨のとおり様々にあるところですが、EXに位置づける趣旨を踏まえて特に海洋を例示しています。また、御指摘の地域における情報収集への支援は現在も取り組んでいるところであり、引き続き進めていきたいと考えています。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法H3	298 達成手法H3 Exへの追加項目「地域の多様な主体の参加による、都市部の生物多様性の現況調査・モニタリング」	御意見の趣旨について、達成手法H3 は生物多様性の状況把握が十分でなかった領域であることから、本項目に位置づけることは適切でないと考えます。また、市民参加によるモニタリングについては、H1に⑥として追加しているところです。
	299 達成手法H3のExとして、海洋生物、特に海鳥等の採食海域の特定を追加する。	御意見の趣旨を踏まえ、数値指標E5に以下を追加します。 指標種の生息数
	300 達成手法H3のExについて、「海洋における情報収集技術の開発と調査および共有」とする。海洋のデータについては、膨大な調査が行われているにもかかわらず、結果が一般に公開されていないか、あるいは利用が制限されており、海洋の生態系管理を推進していく上での障害の一つとなっている。	御意見の趣旨について、生物多様性の状況に関する情報の共有は海洋だけでなく様々な分野で一般的に必要な事項と考えますので、本項目ではなくH1に記述しているところです。
4. 達成手法H その他	301 達成手法Hに「上位捕食者の減少・消滅が生物の多様性に及ぼす影響を把握し、早急に対応する」を追加されたい。上位捕食者が生物の多様性に及ぼす影響は大きい。	御意見の趣旨について、H1に記述するような生物多様性の状態を的確に把握する中で取り込まれるものであり、本項目に含まれるものと考えます。
	302 達成手法Hに以下を追加されたい。 ・生物多様性に関する情報基盤を整備する。特に、地域の情報に詳しい、地方自治体の水産試験研究機関、環境研究所などの調査力の維持や強化を行う。 ・保全すべき漁場環境の特性の明確化を、調査研究データのレビュー、水産関係以外の研究者や市民団体の意見を聞いて行う。(造成以前に、保全の箇所を明確にする)	生物多様性に関する情報基盤の整理に関する御意見の趣旨については、本項目に含まれるものと考えます。保全すべき漁場環境の特性の明確化に関する御意見の趣旨については、達成手法C4に含まれるものと考えます。
	303 達成手法Hについて種、生態系、遺伝子資源ごとに状況を把握し、分析評価するという項立てが分かりやすいと思われる。	生物の多様性の視点から御意見の趣旨のような整理も考えられますが、個別目標Hではこれらを包括的に扱っているものであり、御意見の趣旨については含まれていないと考えています。
	304 達成手法Hとして、「科学的知見に基づいた分析・評価による生物多様性及び生態系サービスの状態を地球規模で的確に把握する」に対応し、「分析・評価手法を確立する」を追加する。分析・評価手法が欠落していた2010年目標の反省より、既存の知見を用い、たとえ暫定的であっても、地球規模で生物多様性を的確に把握する手法を構築する必要がある。	御意見の趣旨は、達成手法H1の「モニタリング手法の改善と体制の整備～」に含まれるものと考えます。
4. 個別目標I	305 今後、運用に必要な資金確保に関して、流通や金融に国際的な課税をおこなうような(トービン税)なども生物多様性保全に関しても活用の可能性を検討できたらと思う。	生物多様性分野における資金の確保は重要だと考えており、個別目標Iで資金について、記述されています。ご提案の具体策については、今後の検討の参考にさせていただきます。
	306 個別目標Iについて、生物多様性保全と持続可能な利用を達成するためのキャパシティビルディングを進めることは必要であるが、個別目標Iで挙げられた達成手法はいずれも既に実施している施策であり、既にある取り組み(や資金的なインプット)を拡大することを目標とした書き方になっていない。既存の政府開発援助の組み替えなどではなく、これまでの締約国会議で議論されてきたように、新しい追加的な資金の枠組みについて検討すべきである。また、生物多様性を保全するための資金メカニズムの構築においては、その用途について各国のNGOの意見が反映される仕組みをつくるべきである。	追加的な資金の枠組みを排除するものではありませんが、重要分野に集中させるなどの資金提供のあり方に関する記述とすることが、各国に対して提示する目標の達成手法としては適切であると考えています。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 個別目標I	307 個別目標Iについて、生物多様性の保全と持続可能な利用のために必要な能力を網羅する必要があるため、「資金的、人的、科学的、技術的、[制度的な]能力を向上させる」とし、[]を追加。	御指摘のとおり、生物多様性の保全と持続可能な利用のための制度面での能力向上も重要だと考えておりますが、制度面での能力構築のためには、人的、資金的な支援形態によることになることを考えれば、現在の記述で御指摘の趣旨も排除されないと考えております。
4. 達成手法I1	308 「達成手法I1」について達成手法の本文「GEF等の途上国支援資金について、戦略計画上の重要分野に集中させるなどにより資金提供の充実を図る」を、「現行の途上国支援資金については、戦略的に優先順位をつけた上で配分する」に修正。「GEF」のような具体的名称が、「達成手法」本文に記載されている例は他になく、違和感がある。例示として挙げれば十分。まずは資金の戦略的な分野に集中することから始めることを明確にするために、「現行の途上国支援資金については、戦略的に優先順位をつけた上で配分する」の方が適切と考える。(計2件)	重点分野に資金を集中させることが資金提供の充実につながる面もあり、このような点も考慮した記述としています。達成手法の記述は、必要に応じて具体的な記述を行うものと考えており、生物多様性保全の資金メカニズムであるGEFは、CBD条約でも明確な位置づけが与えられており、これを記述することは適切だと考えています。
	309 達成手法I1のEx.に「GEFと開発プログラムとの協調」を含める。GEF等の多国間協力は生物多様性の維持にとって危機的な状況にある途上国地域での資金援助を優先する。GEFが開発プログラムと協調して貧困削減の枠組みの中で実施されることが望ましい。	御指摘の趣旨は、現在の記述に含まれているものと考えています。
4. 達成手法I2	310 達成手法I2のEx.に「生物多様性の保全と開発が両立する技術支援」を追加されたい。発展途上国においても埋め立てやすい干潟、平磯が埋め立てられつつあるが、たとえば、岬状の地形の先端部を埋め立てることで、干潟の保全が可能であるため。	御指摘のとおり「生物多様性の保全と開発が両立する技術支援」は重要だと考えています。御意見の趣旨は、個別目標Bの開発事業と生態系の保全を調和させるための手法を普及・確立させるにも盛り込まれているところであり、途上国の技術支援の面では、I3のEx①生物多様性に係る技術協力の実施で記述されています。
4. 達成手法I2	311 達成手法I2への追加文章「国際的な支援が必要とされる国、地方公共団体、地域に対する、…」	御意見の趣旨は、「地域」という表現に含まれています。
4. 達成手法I2	312 達成手法I2のEx.に「二国間援助の多国間協調coordination of bilateral ODA」を含める。効率的な二国間協力のためには、多国間の情報交換・協調が必要であることが近年認識されている。	御意見のとおり、二国間援助の他国間協調は重要だと考えており、I2のEx①について、支援機関間の調整・情報交換の推進が掲げられています。
4. 達成手法I3	313 達成手法I3のEx.に「先進国における生物多様性に係る事業の成功事例、特に失敗事例の情報の共有」を追加されたい。先行する失敗事例を学ぶことによって、効果的な事業が可能であるため。	御指摘のとおり生物多様性に係る事業の成功事例や失敗事例を共有するというプロセスを経ながら、「開発途上国の自助努力を支援するための人材育成、人材派遣、技術供与等に協力」していくことは、重要だと考えています。ただExとして独立した達成手法の例となるような性格のものではないと考えています。
	314 達成手法I3のEx.に「大学および民間組織の人材交流と技術協力を推進する。」を含める。開発途上国の生物多様性に関する人材育成を推進するための、大学および民間組織の人材交流と技術協力を推進する。	御指摘のとおり、人材交流と技術協力は重要だと認識しております。御意見の趣旨は、Ex.①の生物多様性に係る技術協力の実施に含まれていると考えています。
4. 達成手法I4	315 達成手法I4のEx.にABON(Asian Biodiversity Observation Network)を加える。単純な事実の追加。このようなモニタリングネットワークは他にもある。	御意見はAP-BON(アジア太平洋地域生物多様性観測ネットワーク)のことだと思いますが、本提案においてモニタリングのネットワークは重視しており、達成手法H1のEx.①にGEO-BON(地球観測グループ生物多様性ネットワーク)の推進が記述されており、AP-BONは、そこに含まれるものと考えています。

項目	意見要旨	対応の考え方
4. 達成手法I4	316 達成手法I4への追加文章「開発途上国、先進国、国際機関、地方公共団体等が連携したネットワークにより各国、各地方公共団体間の情報共有・連携を……」	御指摘のとおり、地方公共団体が連携したネットワークにより情報共有等を図っていくことは重要だと考えています。現在の表現で地方公共団体の連携も当然に含まれるものと考えております。
	317 達成手法I4 Exへの追加項目「生物多様性のためのローカルアクション(Local Action for Biodiversity)」	御指摘の趣旨を踏まえて、達成手法I4のExに④として以下の内容を追加します。 Ex.④「生物多様性のためのローカルアクション」
	318 達成手法I-4について、陸生鳥類の保全に資する国際的なネットワークがないため、推進すべき。	御指摘の趣旨は重要だと考えておりますが、本提案は、実績があり、今後の各国での実施が推奨できる手法を中心に整理しており、記述は難しいと考えております。
	319 達成手法I4のEx.に「シギチドリ類を指標種とした具体的な沿岸・湿地域保全の行動計画とプロジェクトを実施する」に関連する箇所を明記していただきたい。本種は湿地・海洋沿岸域の食物連鎖、生態系ピラミッドの上位であり、沿岸域生物多様性の指標となる。シギチドリがもっとも経年変化の数値データが明確にされており、これほど適当な生物種群は他にはない。この結果を使わなければ、何のためにモニタリングをしているのか意味がない。	達成手法I4は、開発途上国、先進国、国際機関等が連携したネットワークを記述する箇所であり、「沿岸・湿地域保全の行動計画とプロジェクト」を記載するのは適切でないと考えています。
	320 達成手法I4のEx.に「DEVERISITAS(生物多様性科学国際共同プログラム)」を含める。DEVERISITASは生物多様性の状況や生物資源の持続的利用に関する情報・予測モデルを提供し、世界規模での生物多様性科学を確立することを目的として設立されたネットワークであり、重要な組織であるため掲げておくべき。	御指摘の趣旨を踏まえて、達成手法I4のExに⑤として以下の内容を追加します。 ⑤DEVERISITAS(生物多様性科学国際共同プログラム)
	321 達成手法I4のEx.に「さまざまな層のステークホルダーを含むネットワークの活動、情報交換を支援する。」を含める。ある特定のグループだけではなく、さまざまな層のステークホルダーを含むネットワークの活動、情報交換を支援することが重要である。	御意見のとおり様々な層のステークホルダーを含むネットワーク活動、情報交換は重要だと考えており、達成手法A1やそのExで御意見の趣旨は記述されています。
322 数値指標I4について、「参加地方自治体、NGO参加による交流会、研修会等の実施回数」を指標に追加する。国際会議では事務局関係者の活動報告のための会合であり、参加自治体や関連NGOの参加の機会が得にくく、それだけが数値指標になると活動が活発に行われてもデータ上には現れない。生物多様性の主流化の観点からもこれらの活動を評価することが重要。	御指摘のとおり自治体や関連NGOの活動が活発化することが、生物多様性の主流化の観点から重要だと考えていますが、交流会、研修会の実施回数は数の把握が困難であり、指標としてなじまないと考えます。また、数値指標I4の「国際会議等」には地方自治体やNGOが参加する会議も含まれており、定性的な記述と合わせることで地方自治体やNGOの活発化の指標としても有効と考えています。	
4. 達成手法I その他	323 達成手法Iとして、今後、限られた政府資金・ODAのみでは世界の生物多様性の保全は難しいことから、TEEBや国際ワーキンググループではInnovative Financing MechanismとしてGDMが検討されていることから、今後生物多様性の保全と持続可能な利用に関する新たな資金メカニズムにも言及する必要がある。	御指摘の新たな資金メカニズムについて検討することは重要だと考えています。他方、GDMなどのメカニズムについては、未だCBDの中でも議論が十分進展しておらず、今後の議論の進展に応じて我が国の意見を表明していくものと考えています。なお、TEEB等の研究については、達成手法F1のExに記述しています。
5 目標の実施、 報告、見直し	324 5. (1)実施の後段、「その際、可能な限り……」を「その際、締約国の状況に応じて、可能な限り……」に修正されたい。各国の実情は、生物多様性の状況把握ないしはデータ蓄積の途上であることから、まずは、実態把握に優先して取り組むべきである。(計2件)	御指摘のとおり実態把握は重要であり、本提案の数値指標は実態把握に役立つもので測定しやすいものを記述しております。ただし、各国が生物多様性国家戦略を策定または改訂する際に、本提案にあるすべての数値指標を盛り込むことは現実的ではなく、「可能な限り」としております。趣旨をより適切に表現するため、御指摘のとおり、「その際、締約国の状況に応じて、可能な限り……」と修正いたします。

項目	意見要旨	対応の考え方
	325 5. (2) 報告の「国家戦略に目標として盛り込まれなかった数値指標を含め、本目標の数値指標を用いた進捗状況を」を「国家戦略に盛り込んだ数値指標の進捗状況を」に修正されたい。数値指標を優先するのではなく、まずは実態把握を優先させるべきである。	御指摘のとおり実態把握は重要であり、本提案の数値指標は実態把握に役立つもので測定しやすいものを記述しております。ただし、各国ごとに数値指標をどのように扱うのかは任されています。数値指標に関する御指摘の趣旨を踏まえて、3. 冒頭に数値指標の位置づけの記述を追加します。
	326 「5. 目標の実施、報告、見直し」について項目全てを削除されたい。生物多様性に関する指標の現状は、各国状況の把握・データの蓄積途上であると考え。まず、現状把握・みえる化を優先に取組むべきである。したがって、数値目標の盛り込み・締約国会議への報告を義務付けるかのような表現を織込むのは時期尚早であると考え。また“盛り込まれなかった数値指標まで定期的に締約国会議に提出”には賛同出来ない。項目全体の削除をお願いしたい。	5の目標の実施、報告、見直しの項目はポスト2010年目標を有効なものにするために重要だと考えています。また、御指摘のとおり実態把握は重要であり、本提案の数値指標は実態把握に役立つもので測定しやすいものを記述しております。ただし、各国ごとに数値指標をどのように扱うのかは任されています。数値指標に関する御指摘の趣旨を踏まえて、3. 冒頭に数値指標の位置づけの記述を追加します。
	327 5. (2) 報告の「…国家戦略に目標として盛り込まれなかった数値指標を含め…」の「目標として」を削除すべきである。政府資料「日本提案(案)の構造」によると、数値指標は「個別目標の達成状況の進捗を測定するための指標」と定義されており、数値指標それ自体を目標化する意図はないと解されるため。	日本提案における数値指標は、目標値として設定しようが、目標の達成状況の測定のために活用しようが、各国がその実態に応じて対応すればよいものとして提案するものです。御意見の趣旨を踏まえて、「目標値として」を削除いたします。
5 目標の実施、報告、見直し	328 5. (2) 報告について、「国家戦略に目標として盛り込まれなかった数値目標を含めて」報告する意味がわからない。この部分は削除すべき。生物多様性国家戦略の策定・改訂は各国の裁量で行い、その中にある数値目標も各国の事情に合ったものを設定するのが大前提だと理解。にもかかわらず、締約国会議に対し目標設定していない項目までデータを集めて報告するのは、各国の事情を軽視することに他ならない。	御指摘のとおり実態把握は重要であり、本提案の数値指標は実態把握に役立つもので測定しやすいものを記述しております。ただし、各国ごとに数値指標をどのように扱うのかは任されています。数値指標に関する御指摘の趣旨を踏まえて、3. 冒頭に数値指標の位置づけの記述を追加します。
	329 5. (1) については、日本文を正文とし、英文を日本文に合わせ修正して、目標として盛り込むことまで求めず、実績把握の指標として国家戦略に盛り込むことを基本としていただきたい。さらに、“その際”の後に“締約国の状況に応じ”を挿入していただきたい。	数値指標を、目標値として用いるか、指標として用いるかは、各国の状況に応じて判断されるべきものであり、御意見を踏まえ、「その際、締約国の状況に応じて、可能な限り・・・」と修正いたします。英文に対する御意見は英訳に際し、参考にさせていただきます。
	330 5. (2) については、“目標として盛り込まれなかった数値指標を含め、”を“盛り込んだ数値指標の進捗状況”に変更し、“本目標の数値指標を用いた”を削除していただきたい(その結果、文案としては“各締約国は、国別報告書の提出に加えて、国家戦略に盛り込んだ数値指標の進捗状況を定期的に締約国会議に提出する。”となる)。	御指摘のとおり実態把握は重要であり、本提案の数値指標は実態把握に役立つもので測定しやすいものを記述しております。ただし、各国ごとに数値指標をどのように扱うのかは任されています。数値指標に関する御指摘の趣旨を踏まえて、3. 冒頭に数値指標の位置づけの記述を追加します。
	331 5について、政府だけでなく、自治体や企業、市民、NGO、科学者などあらゆる主体が、戦略計画が達成すべき目標の担い手となるよう、目標達成のためのすべてのプロセスの情報公開と共有を進め、市民参加を保障すべきである。 (1) 実施については、条約事務局と各国のNGOがより緊密に連携し、市民レベルでの取り組みの推進をはかり、NGOが各国で目標達成のための重要な担い手として活躍する枠組みを整えるべきである。 (2) 報告については、条約と加盟各国に、科学者、NGO、市民参加の条約実施レビュー作業部会をそれぞれ設置すべきである。	御意見のとおり、政府だけでなく様々なステークホルダーが戦略計画の目標達成の担い手になることは重要だと考えています。そのため情報の公開・共有は大切だと考えていますが、一方で各国の実施、報告等の詳細の在り方については、各国の実態に応じて対応されるものであり、日本から各締約国に提示する目標の達成手法としては、現在の記述は適切だと考えています。

項目	意見要旨	対応の考え方
5 目標の実施、報告、見直し	332 5. (1)の英文仮訳「The numerical indicators of the targets are incorporated in their national strategies to the great extent possible.」について「本目標の数値目標を盛り込む」のは「国家戦略」であり、たとえ仮訳とはいえ、現在の英文では日本文と異なる内容となっており、12月開催の東京でのアジア地域会合、CBD事務局への提出の際には訂正されることを望む。	英訳に際して御指摘の通り修正いたします。
(注)	333 達成手法、Ex、数値目標について、すべてが国内の状況の説明でしかないが、これを案として国際的に紹介すること自体が問題である。素案とはいえ、国際的に提案する以上はこれらは削除し、国際社会に通用すべきものに変更すべきである。	本提案は、日本で実績があり、他国での実施も可能と考えられるものを記載していますが、国際的に通用するか否かは、他国がそれぞれの立場で判断するもので、予め判断する必要はないと考えています。
	334 (注)2 については、「・・・することも想定」となっているが、ここは、「することを基本とする。」等とし、共通目標の設定の方が例外であることを明記すべきである。現状の表現のままであると、共通目標ありきの議論になってしまう可能性が高いため。	御指摘の趣旨を踏まえて、注2の趣旨を3. の冒頭に移して、達成手法、Ex、数値指標の趣旨が明確になるよう説明の記述を詳細化します。なお3. 個別目標は各国共通のものとして提案しているものです。
	335 「(注)2」について「実態に応じて対応することも想定。」を、「実態に応じて対応する。」に修正されたい。本提案の「個別目標」は、共通の義務ではなく、各国、各組織が実態に応じて、自主的に選択して取り組みばよいフレキシブルなものであることを、明記すべきである。	御指摘の趣旨を踏まえて、注2の趣旨を3. の冒頭に移して、達成手法、Ex、数値指標の趣旨が明確になるよう説明の記述を詳細化します。なお3. 個別目標は各国共通のものとして提案しているものです。
	336 (注)2の達成手法、Ex、数値指標はいずれも例示であり、その実施や適用は各国・各組織の実態に応じて行うべきとのコンセプトは非常に重要であり、他国も受け入れやすいと思われることから、「注記」として欄外に書くのではなく、大項目として独立させるべきである。(計2件)	御指摘の趣旨を踏まえて、注2の趣旨を3. の冒頭に移して、達成手法、Ex、数値指標の趣旨が明確になるよう説明の記述を詳細化します。なお3. 個別目標は各国共通のものとして提案しているものです。
	337 達成手法、Ex、数値指標の位置付けについて、これらはあくまで例示であり、各国、各組織の実態に応じて適切なものを選択して実施すべきこととされている点も、各当事者の自主的な取り組みを尊重するものであり、評価できるが、(注2)は、「・・・することも想定」となっているが、ここは、「することを基本とする。」等とし、共通目標の設定の方が例外であることを明記すべきである。また、(注1)においては、Exは「例示」であることが明記されているが、達成手法と数値指標についても、例示である旨、明記すべきである。	御指摘の趣旨を踏まえて、注2の趣旨を3. の冒頭に移して、達成手法、Ex、数値指標の趣旨が明確になるよう説明の記述を詳細化します。なお3. 個別目標は各国共通のものとして提案しているものです。
	338 (注1)(注2)として記載されているところは、「目標」の性格を規定する重要な部分なので、大項目として「6. 目標の設定に関する留意事項」とするなどして、独立させるべきである。	御指摘の趣旨を踏まえて、注2の趣旨を3. の冒頭に移して、達成手法、Ex、数値指標の趣旨が明確になるよう説明の記述を詳細化します。なお3. 個別目標は各国共通のものとして提案しているものです。
339 目標達成のための手法、数値指標、Exの達成について、中長期か短期目標かを区分・整理すべき。(計4件)	達成手法、Ex、数値指標は、短期目標を達成するための個別目標に関するものですが、この実施が中長期の目標達成にも資するものと考えており、この点は全体の構成から明らかであると考えています。	
その他	340 環境アセスメントなど実際に現地で生物の生態などの調査を行っている方々は提案書のどの部分に当てはまるのか、見えづらいと思う。彼らの多くはコンサルに属するでもなく、フリーランスの方が多いことであろう。彼らに社会的地位を確立し、責任を与え大いに活躍できる場を整えてあげて研究者などと協議する場があって、より充実した方向へ、より深みのある自然環境への基盤が整っていくように感じる。	国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

項目	意見要旨	対応の考え方
	341 進捗を評価するベースラインと達成の数値目標が弱い。(難しいとは思うが)数値目標があいまい、かつ、ないものも多いので、相対的で評価が期待できないものがある。A1、A3、C1 C2など多数。	生物多様性の様々な側面を数値指標として把握することは御指摘の通り難しい場面もあります。こうした評価指標については今後とも開発していきたいと考えているところです。
	342 「生態系サービス」という言葉は一般的でない。「生態系サービス(自然の恵)」とするか「自然の恵(生態系サービス)」とするほうが日本人には分かりやすい。日本のステートメントは変えたほうが良いのでは。	「生態系サービス」は日本ではまだなじみが薄い言葉である可能性もありますが、国際的に提案するものであることを踏まえると、ミレニアムアセスメントでも使用されている「生態系サービス」は適切と考えます。
	343 日本のこれらの貢献が里山イニシアティブくらいにしか見えない。たとえば東洋的・持続的なコモンズのシステムとさらに新たな仕組み作りを提案できないか。	SATOYAMAイニシアティブ以外にも日本からは様々な協力事業等を通じて展開していくこととしています。また、SATOYAMAイニシアティブでは、都市住民、民間団体等も含めた新たなコモンズについて提案していきたいと考えています。
	344 ポスト2010目標と進捗状況を評価する指標は、より実効性の高いものに前進させるべき。特に日本は、COP10開催国として先駆的な役割を果たしてほしい。そして国や県などの政策への反映を実現していくことが必要と考える。	ポスト2010年目標に関する今後の国際的な議論の中で、日本提案の趣旨を活かすよう努力するとともに、ポスト2010年目標が策定された後には、それを踏まえた生物多様性国家戦略を見直し、これを実現していくことが必要と考えています。
その他	345 これ以上絶滅する種を増やさないようにするには早急に国で環境を破壊しない、させない法律を作り、官民一体となって守っていくべき。これから人口が減少する中、新たな山林開発や干潟の埋め立て、道路の新設など不要。人間の便利さや娯楽等の為に絶滅に追いやられる生物達を増やさずに、未来の人類達に、この国の本当の豊かさを受け継いでゆくためにも現在の私達がしてはいけない事や、しなければならない事を明確にした法律を作って遵守させるべき。	国内施策に関する御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
	346 文面の語尾で、「促進」・「推進」・「促す」や、「実施する」・「整備する」・「図る」・「実践する」などの単語が使用されているが、個別目標単位だけでも語尾の統一を図る。	御意見の趣旨については、各項目の内容を踏まえて表現しているものと考えますが、翻訳の際に配慮したいと考えます。
	347 今後、この日本提案を中心に議論が進められるよう、次期議長国としてのリーダーシップを発揮すべきである。また、仮に、日本提案の枠組みを大幅に逸脱するような目標が設定されそうな場合には、目標の設定そのものを延期するくらいの覚悟を持って交渉に臨むべきである。この案に込められた議長国としての見識をしっかりと示す必要がある。また、国益や経済、産業の競争力を損なうような事態を避けるべきである。	ポスト2010年目標に関する今後の国際的な議論の中で、日本提案の趣旨を活かせるよう努力していきます。
	348 リーダーシップを強く発揮するようにお願い致します。特に、設定される目標が、日本提案の枠組みを超えないようにしていただきたい。	ポスト2010年目標に関する今後の国際的な議論の中で、日本提案の趣旨を活かせるよう努力していきます。
	349 政府におかれては、今後の国際交渉で日本提案が中心的な位置を占めて議論が行われるよう、次期議長国としてのリーダーシップを強く発揮して頂きたい。特に、1997年の地球温暖化防止京都会議(COP3)における大失策の轍を踏まぬよう、日本提案の枠組みを大幅に逸脱するような目標が設定されそうな場合は、目標の設定そのものを延期するくらいの覚悟で交渉に臨んで頂きたい。	ポスト2010年目標に関する今後の国際的な議論の中で、日本提案の趣旨を活かせるよう努力していきます。
	350 意見集約方法があまりにも画一的過ぎることに異議を唱えたい。	短期間で幅広い意見をいただくための手段と考えますが、御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

項目	意見要旨	対応の考え方
	351 計画や目標は作成するだけでは十分ではなく、成功の実証を達成してみせることが必要。実現可能な目標を立てていただきたい。	意欲的且つ実現可能な目標とすべきとのCOP9の決定区/12を踏まえて検討しているところです。ポスト2010年目標が策定された後には、それを踏まえた生物多様性国家戦略を見直し、これを実現していくことが必要と考えています。
	352 2010年目標を締約国が守れたのかということを確認することが出発点であるべきで、締約国からも約束を守れたかどうかの見解を聞き出すことから始めなければいけないのではないかと。	2010年目標の達成の評価も目的としたGBO3(2010年5月発行予定)の結果も踏まえ、ポスト2010年目標の設定に向けた国際的な議論に取り組んでいきます。
	353 生物多様性に係る戦略・行動計画は「自主性」が原則であり、生物多様性の影響度、地域性、経済性、技術の利用可能性などの状況に応じて定める「自主的な目標」であるため趣旨を明示し、明確にすべき。また目標達成のための手法、Ex、数値目標は中長期に渡り取り組むべきものなのか短期目標を達成するためのものなのか区分・整理すべき。	(注)2の記述では、目標の性格が十分に明確でなかったことも踏まえ、新たに4の冒頭の記述を加え、性格、趣旨の明確化を図りました。
	354 日本提案(案)の個別目標が、様々なステークホルダーから集めた意見の羅列のようになっており、全体的にメリハリがなく、だらしのない印象を与える。そのため、個別目標について、優先順位をつけたほうが良いのではないかと考える。優先順位をつける軸は、生物多様性の観点から考えたものでなければならぬ。生物多様性の観点から考えたとき、まず最優先として取り上げるべきテーマは、未だに開発が行われていない数少ない自然生態系の保全であろう。	個別目標は、中長期目標、短期目標を達成する上で必要な項目と考えますが、取組に関する優先度等は各締約国の適切な判断によるものと考えます。また、開発が行われていない自然生態系の保全も重要ですが、二次的自然環境の保全と持続可能な利用の重要性を踏まえて、これを推進するSATOYAMAイニシアティブをCOP10に向けて提案しているところです。
その他	355 最も大切なことは、今まだ残っている数少ない自然生態系をできるかぎり多く残し、持続可能な方法で生態系サービスを利用することである。都市の緑化や技術の開発より先に、まず、今ある自然を守ることが、大切なことであり、国際的にも受け入れやすいものとなるのではないだろう。	自然生態系の保全が重要な事は御指摘のとおりと考えますが、二次的自然環境の保全と持続可能な利用の重要性を踏まえて、これを推進するSATOYAMAイニシアティブをCOP10に向けて提案しているところです。
	356 総論として、日本提案に特段の注文はないが、鳩山政権となり、地球温暖化対策に関する我が国の姿勢がそうであるように、生物多様性の議論についても、我が国が国際交渉の場においてリーダーシップをとるよう期待する。まして次期議長国であり、間違っても京都議定書の轍を踏まぬよう強い意志で臨むことを願っている。	ポスト2010年目標に関する今後の国際的な議論の中で、日本提案の趣旨を活かせるよう努力していきます。
	357 我が国の各当事者が自主的に既に取り組んでいる好事例を基に作成されていることから、①他国への協力を通じて目標の達成に向けた取り組みに我が国が貢献できる可能性が高くなる、②自然との共生など、アジア的な発想が盛り込まれ、アジアの国の積極的取り組みや協力を促しやすい、などの点において、基本的に評価できる。	ポスト2010年目標に関する今後の国際的な議論の中で、日本提案の趣旨を活かせるよう努力していきます。
	358 今後、さまざまな提案がなされ、条約事務局において調整が図られることと思うが、その中であって、是非、日本提案がその中心的な位置を占めて議論が行われるよう、次期議長国としてのリーダーシップを発揮されることを期待している。特に、日本提案の枠組みを大幅に逸脱するような目標が設定されそうな事態に至った場合には、目標の設定そのものを延期するくらいの覚悟を持って交渉に臨んでいただきたい。	ポスト2010年目標に関する今後の国際的な議論の中で、日本提案の趣旨を活かせるよう努力していきます。
	359 生物多様性に係る戦略・行動計画は「自主性」が原則。生物多様性の影響度、地域性、経済性、技術の利用可能性などの状況に応じて定める「自主的な目標」であるとの趣旨は明確にする必要がある。(計2件)	(注)2の記述では、目標の性格が十分に明確でなかったことも踏まえ、新たに4の冒頭の記述を加え、性格、趣旨の明確化を図りました。

項目	意見要旨	対応の考え方
	360 ポスト2010年目標に、生物多様性条約の哲学を表明する「前文」を盛り込むことを提案すべく、その文案を提案したい。	ご提案頂いた前文案は、今後日本提案を提示していくあたり、参考にさせていただきます。
	361 生物多様性に係る戦略・行動計画は「自主性」が原則。生物多様性の影響度、地域性、経済性、技術の利用可能性などの状況に応じて定める「自主的な目標」であるとの趣旨は明確にする必要がある。	(注)2の記述では、目標の性格が十分に明確でなかったことも踏まえ、新たに4の冒頭の記述を加え、性格、趣旨の明確化を図りました。
	362 日本独自あるいはその国独自の生物多様性の取り組みを認めるべきであり、画一的で規制的な目標を掲げるべきではない。日本はこれまで、里山、水田、植林等自然を享受しながらも自然を活かしてきた国である。また日本は資源のない国であり、ある程度自然を破壊しながら、これからも世界競争の中で生きていかなければならない。かかる状況下、日本が提案する枠組みを外れ、諸外国の思惑に左右されるような目標にすべきではない。これは他国と同様であるはずで、その国にあった生物多様性の取り組みを阻害してはならない。	生物多様性の保全は全ての国が協力して取り組むべき課題ですが、その取組方法は各国の状況に応じて進めるべきものです。その趣旨を明確にするため、3. 個別目標での記述を追加します。
その他	363 すべての項目に登場する「生態系サービス」を多用すれば、日本人にかすかに残っている「自然神崇拜＝自然への畏敬」をないがしろにすることになることを懸念する。是非再考を促がしたい。	生態系サービスには、精神的な恩恵を与える文化的サービスも概念として含まれています。御指摘の点については、達成手法F3Iにおいて以下のとおり修正しています。 二次的自然環境の持続可能な利用など、生態系サービスの恩恵を享受するとともにその保全を図るための活動を生物多様性の保全に貢献してきた文化や精神的側面を尊重しつつ更に促進させる。
その他	364 この案には、「食」「子ども」「女性」という文言が見当たらない。欠落している「食」「子ども」「女性」という文言を入れた案になるよう要望する。	個別目標C1、C2で農業、C4で水産業を取り扱うなど全体として生物多様性と食の関係を重視した目標を掲げております。またA1で女性、子供を含む市民の参画・協働・活動を記載しておりますが、御意見の趣旨も踏まえて、A4として教育に関する達成手法を追加します。
	365 ポスト2010年目標日本提案においても、より明示的に「地方公共団体」の役割を記述し、都市部からの行動の必要性を強調し、活動事例等にも記載することを提案する。	御意見の趣旨について、地方自治体の役割はA2他で記述しています。地方公共団体は生物多様性条約における重要な主体と考えています。
	366 ポスト2010年目標に関する決議の中に、国際連合総会に対して2011年からの10年を「国際生物多様性の10年」とする決議を促す、という項目を加える。素案の最初の10年間の取り組みを促進する仕組みとして、国連の決議として目標達成のための活動を支援する仕組みがあると、短期目標を設定した趣旨がより生かされることになる。と考える。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
	367 目標全般について、地球温暖化対策で既に一般化しているが、生物多様性分野でもMRV(Measurable, Reportable, and Verifiable)は国際的に標準的になりつつあることから、この要素を十分に盛り込むこと。	御意見の趣旨の通り、生物多様性分野においてもMRVが求められており、各指標の設定等にこうした要素を盛り込んでいるところですが、生物多様性に関する評価指標は引き続き開発に努めたいと考えています。
	368 目標達成手順に当たっては、PDCA(計画(Plan: 目標)、実行(Do: 政策)、評価(Check: モニタリング)、改善(Act))の手続きを考慮する。そのため、この4段階のマトリックスを作成すれば日本提案はよりわかりやすくなるものと思われる。	御意見の趣旨について、ポスト2010年目標を達成していくためには、本目標をもとにした国家戦略等を各締約国が策定することが重要であり、この中で各事業をPDCAの手続きにより進めていくことも有効と考えます。
	369 目標の提案に当たっては、提案の根拠となる資料・判断材料等を明示するか準備することが望ましいと思われる。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

項目	意見要旨	対応の考え方
	370 素案全般に「種の保全」に関する目標・政策が少ないので、追加することが必要と思われる。	御意見にある「種の保全」については、達成手法D4Iにおいて記述しているところです。
	371 現在普通にある種や生態系は保全の対象にならなかつたり、自然の量的対策（森林、湿地、普通の種）は政策から欠損しがちである。しかしながら、日本の里山のように時代の変遷で重要性を増してきたという事例は多いので、この部分への対応が重要と思われる。	御意見の趣旨について、生物多様性保全における二次的自然環境の重要性を踏まえて、この地域での生物多様性の保全と持続可能な利用を目指した SATOYAMAイニシアティブを提案しているところです。
	372 本件日本提案は、どちらかといえば日本の経験や政策を基盤に置いた「先進国からの目標提案」という色彩が強いと思われる。開発途上国には先進国とは大きく異なる国情、政策等があることから、開発途上国が本件目標を実施する場合も想定した目標が必要と思われる。	御意見の趣旨について、日本からの提案では、4 個別目標ごとの達成手法、EX、数値指標で記述しているとおり、我が国の先進事例で、他の先進国の実施も推奨されるもの等として提案しているところです。しかし、これらは先進国での実施を推奨するだけでなく、我が国のODA事業等により途上国での実施を支援し得るものとして、COP9での決定IX/9も踏まえて、国際的に提案するものとして検討しています。
	373 目標の内容には農林水産業に係るものも多く含まれているが、CBDにかかわっている開発途上国政府機関は環境省が中心であり、また、COP10に出席する各国性代表団は環境省関係者がほとんどであるため、農林水産業に係る目標の達成実効性を高めるためには、各国政府内の高度な政府内調整力が求められることを認識することが必要と思われる。	御意見の趣旨の通り、生物多様性に係る施策・部局は多岐にわたっており、日本ではCOP10等の関係省庁連絡会議は8省と内閣官房で構成されており、今後とも関係省が連携しながら取り組みを進めたいと考えてます。
その他	374 2010年目標を反省し、生物多様性の状況と政策努力の両方のベースラインを設定して進捗評価の基準とし、追加的取組を明確に評価する時間設定のあるものとすべき。また、効果的な取組が進められるように、活動を誘引するような目標と指標の設定が必要。	御意見の趣旨について、基本的にGB03(2010年5月発行予定)を現状のレベルと考えています。地域別の取り組みは、ポスト2010年目標を踏まえた各締約国の国家戦略の策定等により実現していくものと考えます。
	375 2009年10月の神戸国際対話における「生物多様性条約戦略計画の改訂(ポスト2010年目標の設定)」の議長総括に書かれている以下の文言は今後の国際的な目標設定には不可欠なので個別目標に反映させるべき。 ・海洋生物多様性保全に関する国際的目標を策定し、実施する必要があることが強調された。 ・海洋保護区の適切な管理とアセスメントの実施、また、気候変動問題と他の海洋保護活動の統合的な対応が強調された。	御意見の趣旨を踏まえ、達成手法E1及びEXについて以下の内容を修正します。 <u>陸域及び海域における生態系保全の手法として、～</u> <u>陸域及び海域における地域の多様な主体と連携・協力する～</u> なお、海洋基本計画では「生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用のための一つ的手段として、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する。」とされており、現在、内閣官房総合海洋政策本部が中心となって検討中です。
	376 最終的に合意された段階で日本提案を英訳するにあたっては、関係分野の専門家に校閲を依頼願いたい。	御意見の趣旨について、可能な限りそのように努力したいと考えます。
	377 海洋エコシステムが崩壊すると地球の気候変化は陸のそれよりも激しく左右されると言われている。現在日本の17カ所にある原子力発電所55基(そして11基が準備中)から排出される温水は広島原発50発分という信じがたい熱の塊を海に捨てているとも言われており、その温室効果はもっと注目されるべき。太陽熱、風力、波力などサステイナブルな投資に値するエネルギーに変えるべき。こういったエネルギーは一度設置すれば維持のみで永久に使える。	本案及び関連施策への御意見と異なるため回答は差し控えさせていただきます。

項目	意見要旨	対応の考え方
	378 イルカやマグロなどの小型捕鯨の中止をお願いする。その肉の水銀量は日本の暫定基準値0.4PPMの5倍から5000倍と言われている。過去20年間に屠殺された40万頭分の水銀が国土を汚染している。鯨類、小型捕鯨類に関して税金を使うかわりに、すでに減少しているイルカや鯨の猟獲を中止し、生態系多様性を守る役目をするエコツーリズムの雇用・援助に税金が使われることを望む。	本案及び関連施策への御意見と異なるため回答は差し控えさせていただきます。
	379 水族館は日本は世界で最も多いと思う。イルカやオルカなどの野生海洋哺乳類はワシントン条約で保護されているにもかかわらず何も研究結果も出ないうちに1年以内で亡くなったりしている。あきらかにショーを目的としており、とくに名古屋港水族館へ太地町オルカ25歳が5億円で売られたのはGOP10を開催する土地としてあってはならないことだと思う。	本案及び関連施策への御意見と異なるため回答は差し控えさせていただきます。
	380 鳥獣保護法の適用外である鯨類を適用とされたい。	本案及び関連施策への御意見と異なるため回答は差し控えさせていただきます。
	381 京都の梅小路公園内で京都水族館の建設を中止して欲しい。名古屋港水族館に太地町立くじらの博物館からシャチのナミが5億円で売却される予定を撤回して欲しい。国内で現在約2万頭許可されており、水銀汚染でも問題になっているイルカ猟を禁止して欲しい。	本案及び関連施策への御意見と異なるため回答は差し控えさせていただきます。
その他	382 「第三次生物多様性国家戦略」の4つの基本戦略の「IV地球規模の視野を持って行動する」の考え方の中に、先進国の事業者と途上国の生産者との信頼に基づくパートナーシップによるフェアトレードが、途上国の失業や低収入による貧困率の高い地域の人々の環境に配慮した持続可能な生産活動であることと配慮をお願いしたい。	御意見は生物多様性国家戦略に関するものであり、本案及び関連施策への御意見と異なるため回答は差し控えさせていただきます。
	383 「第三次生物多様性国家戦略」第2章5節「生物多様性の保全の状況」4. 企業による取組・・・を含めたより広い範囲で配慮すべきことを指摘しています。《挿入箇所と内容》実際「世界フェアトレード機関」に加盟している国内2団体のフェアトレード事業者が基準として掲げる環境項目では『環境に配慮する 入手可能である限り、持続可能な生産が確保された資源を原材料に用います。生産工程では環境にやさしい適正技術を使い、包装や輸送にも環境負荷の低い素材や手段を用います。』とする内容を遵守しています。」	御意見は生物多様性国家戦略に関するものであり、本案及び関連施策への御意見と異なるため回答は差し控えさせていただきます。
	384 NGOなどによる取組の4行目また、のあとに《挿入箇所と内容》「例えば近年注目されているフェアトレードのように」をお願いしたい。	御意見は生物多様性国家戦略に関するものであり、本案及び関連施策への御意見と異なるため回答は差し控えさせていただきます。
	385 環境省の主導による国内数箇所での『企業取組出展大会』（仮称）を開催していただけないか。この中にフェアトレード団体・事業者や地域の小売店の参加を30%くらいの出店率割合でいれてもらいたい。	御意見は生物多様性国家戦略に関するものであり、本案及び関連施策への御意見と異なるため回答は差し控えさせていただきます。
	386 今後の環境省によるカラーの生物多様性条約関連の「企業の取組」あるいは「NGO・市民の取組」の紹介の中に大企業やNGO活動の紹介写真・説明文のように、フェアトレードもその中に入れて紹介をしてもらいたい。	御意見は生物多様性国家戦略に関するものであり、本案及び関連施策への御意見と異なるため回答は差し控えさせていただきます。